

佐用町国土強靱化地域計画

～災害に強い町づくりを目指して～

令和2年6月作成

佐用町

第1章	はじめに・基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	基本的な進め方	3
第2章	国土強靱化の推進目標	4
1	基本目標	4
2	事前に備えるべき目標	4
3	基本的な方針	4～5
第3章	脆弱性評価の実施	5
1	脆弱性評価の方法	5
2	リスクの特定	5
3	起きてはならない最悪の事態	6
4	脆弱性評価の結果	7
5	施策分野	7
第4章	佐用町強靱化の推進方針	8
1	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	8～17
2	施策分野ごとの推進方針	18
1.	個別施策分野	18～22
2.	横断的施策分野	23
3.	複合的施策分野	23
第5章	施策の重点化	24
1	特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定	24
第6章	計画の推進と見直し	25
1	計画の進捗管理と見直し	25
2	計画の推進期間	25
3	他の計画等の見直し	25
	(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	26～50
	(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	51～69
	(別紙3) 国土強靱化地域計画事業一覧(補助金・交付金事業単位)	70
	(別紙4) 用語解説	71

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成21年8月9日台風9号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では1時間に89ミリ、日降水量は326.5ミリを観測し、死者18名、行方不明2名の人的被害をはじめ、広範囲に及ぶ浸水、1700戸以上の家屋被害のほか、河川・道路・農地・農業施設などに甚大な被害が発生した。

その後も全国的には、平成30年7月豪雨や令和元年度台風19号（関東甲信地方と静岡県）豪雨被害など多くの自然災害に見舞われた。また、平成23年3月の東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を超えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

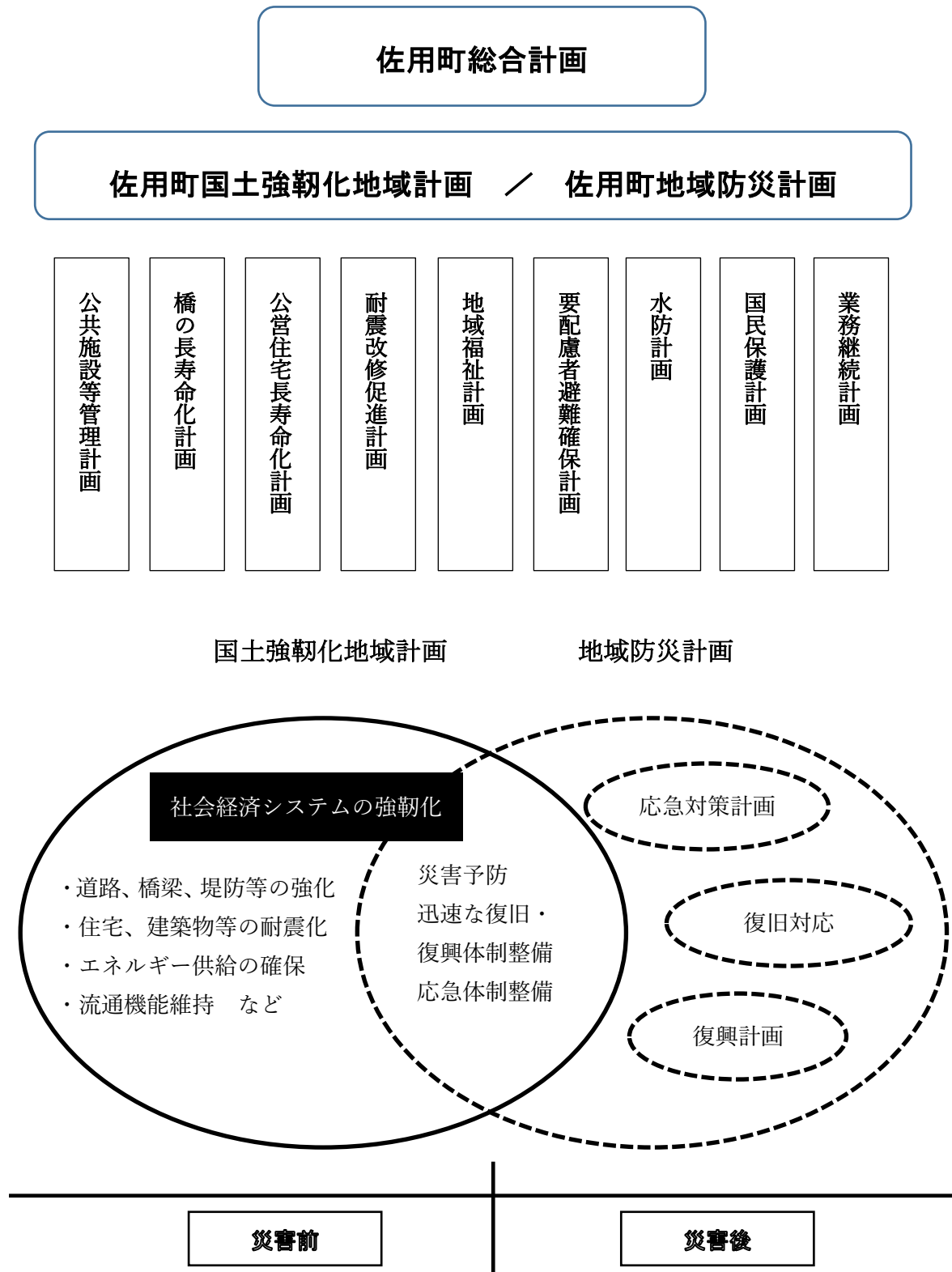
こうした経験と教訓を踏まえ、減災を基本に町地域防災計画及び防災対策マニュアルなど各種計画の修正等を行い、地域防災力の向上を目指している。

一方、国においては平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」、平成28年1月に「兵庫県強靱化計画」が策定された。

町としては、こうした国県の動向を踏まえ、平成21年台風9号災害の経験と教訓に基づくこれまでの取り組みを再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「佐用町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画である。そして強靱化に関する事項については、地方公共団体における行政全般に関わる既存の第2次総合計画や地域防災計画などと整合を図りながら策定する。

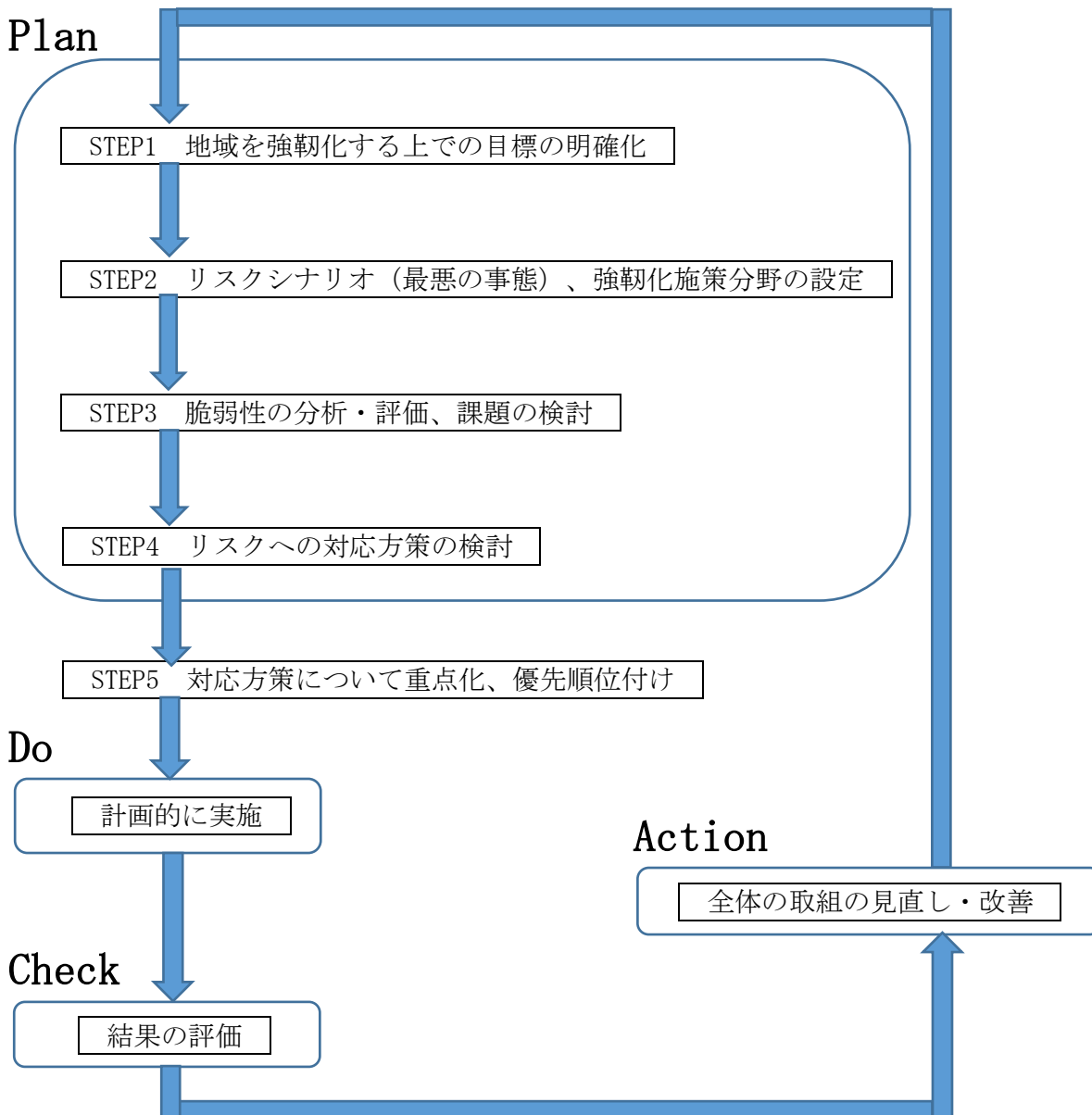


3 計画期間

令和2年度から概ね5年とする。

4 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCA サイクルを繰り返して、取り組みを推進する。この際、STEP2～STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる。



第2章 国土強靱化の推進目標

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を定める。

1 基本目標

- ① 町民の生命の保護が最大限図られること
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 本町の迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ・ 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- ・ 地域間連携の強化、地域活力の向上

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担した取組の推進
- ・ 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策を考慮

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 国・県の施策、民間の協力・支援など積極的な活用
- ・ 既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用の促進

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ・ 次世代に向けた防災教育の推進
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

(5) 県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

- ・地域強靱化を効果的に進めるため、県、周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担
- ・災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進

第3章 脆弱性評価の実施

1 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害等様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。この評価に当たっては、国が定めた大規模自然災害に対する脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施した。

- (1) 想定するリスクの特定
- (2) 施策分野の設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- (4) 脆弱性の評価（「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価）
- (5) 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理

2 リスクの特定

国土強靱化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（山崎断層帯地震、南海トラフ巨大地震等）、豪雨（台風等）、豪雪、大規模事故等災害とする。

(1) 地震

- ① 山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部に分かれて分布する活断層帯で、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの断層に区分される。その中でも佐用町内北部を10キロにわたって山崎断層帯主部北西部が横断しており、地形地質的にその存在、活動が確実である。政府の地震調査研究推進本部によると、我が国の活断層の中で、今後30年の間に発生する可能性が「やや高いグループ」に属し、町内最大震度6強が想定されている。
- ② 南海トラフ巨大地震については、発生の切迫性が指摘されており、東海から阪神間にかけて大きな被害が想定されており、本町においても流通面や経済活動において影響があると予想される。

(2) 豪雨（台風等）

豪雨災害については、過去にも大きな被害をもたらしたが、特に平成21年8月9日台風第9号災害は、町の観測史上最大を記録する豪雨となり、死者18名、行方不明2名、河川の氾濫、土砂災害により大きな被害をもたらした。今後も集中豪雨や台風による浸水や土砂災害の危険性を有している。

(3) 豪雪

豪雪災害については、平成29年1月の豪雪で、鳥取自動車道が通行止めになるなど幹線道路が長時間にわたり寸断され、数か所の集落が孤立した。2～3日孤立したことにより物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところである。

(4) その他 大規模事故等災害

大規模な自然災害等が同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 町民の生命の保護が最大限図られること	1	人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
			1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
			1-4	豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立
			1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II. 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な傷害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発
			3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
			3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
	4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
			5-4	食料等の安定供給の停滞
	6	ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能停止
			6-2	上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
IV. 本町の迅速な復旧復興を可能にすること	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-2	ため池、防災施設（本庁舎）の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、コーディネーター、土木等労働者）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる
			8-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

30 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。その上で、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。また施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、この評価結果の項目ごとに、施策の重要性について次の3段階の指標で表す。「現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの」を「A」、「現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの」を「B」、「現行施策を維持するもの」を「C」とする。

また、施策の実施については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が求められる。

5 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国土強靱化基本計画及び町総合計画を参考に、個別施策分野を7分野、横断的施策分野を3分野、複合的施策分野とした。

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能・消防
- ② 住宅・市街地
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 土地保全

(2) 横断的施策分野

- ① 老朽化対策
- ② リスクコミュニケーション
- ③ 地域域振興

(3) 複合的施策分野

第4章 佐用町国土強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向け取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

総：総務課 企：企画防災課 税：税務課 住：住民課 健：健康福祉課 高：高年介護課

農：農林振興課 商：商工観光課 建：建設課 上下：上下水道課 支：支所 教：教育課

生：生涯学習課 天：天文台公園

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. 人命の保護が最大限図られる	
1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織体制の整備 ・地震発生時等の業務継続体制の確立 ・防災マニュアルの整備 ・防災関係機関との連携 ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 ○緊急地震速報の伝達（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・使用機器の点検 ○地域防災力・減災力の向上（企） <ul style="list-style-type: none"> ・シェイクアウト訓練の啓発等の実施 ・自主防災組織の充実強化及び維持 ・消防団員の充実強化及び維持 ・防災教育の推進 ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の名簿情報の提供 ・個別計画の作成 ・個別計画の情報共有 ○避難所運営体制の整備（教・企） <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営 ○建築物等の耐震対策の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画の推進 ・ブロック塀の点検及び改修 ○空き家・危険空き家の対策（企） <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策施策の推進（空き家再生等推進事業） ○インフラ整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時応急対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供に係る協力体制の推進（商）

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における給水協力関係の強化（上下） ○被害情報の収集体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（総・企） ・消防団等による被害情報の収集体制の確立（企）
1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の災害対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の耐震化（総） ・本庁舎以外の耐震化（総・高・支） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園等施設の整備及び長寿命化の推進（教・商・三） ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生・南） ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商） ○建築物等の耐震対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・町立学校の校舎、屋外運動場及びランチルームの耐震対策の推進（教） ・保育園、幼稚園の耐震化の推進（健） ○障がい者に対する情報支援体制の構築（健） ○保育園・幼稚園における防災対策の推進（健） ○文化施設等における防災対策の推進（生・支） ○小中学校における防災対策の推進（教）
1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定（企） ・近隣市町村との災害協定の締結（企） ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企・建・上下） ○被害情報の収集体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・災害モニター制の維持（企） ○河川水位等情報の伝達体制の確立（総・企） ○自動車移動者への情報伝達と誘導（建） ○河川の安全流下対策（建） <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の実施 ○浸水被害を軽減するための流域対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設やため池改修（企・農・教） ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建） ○空き家・危険空き家の対策（企） ○インフラ整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備（建） ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企） ○地域防災力・減災力の向上（企） <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの改定

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の充実強化及び維持 ・ 消防団員の充実強化及び維持 ○ 防災教育の推進（企） ○ 災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○ 要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（企・健・高） ○ 避難所運営体制の整備（教・企） ○ 水防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防訓練の実施（企・上下・建） ・ 水防用資材の備蓄（企・建）
1-4 豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雪害情報の収集体制の確立（建） <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者によるパトロール及び自治会等からの被害情報の収集体制の確立 ○ 雪害時応急対策の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・ 雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○ 雪害時孤立対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雪害による森林の倒木による孤立（企・建・農） ・ 防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（総・企） ○ 道路除雪計画の策定等（建）
1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災体制の強化（企） ○ 被害情報の収集体制の確立（総・企） ○ 土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（総・企） ○ 土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ・ 農地及び森林の管理体制の確立（農） ・ 住宅への土砂災害の対策（建） ○ 森林の公益的機能の増進（農） ○ 地域防災力・減災力の向上（企） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害ハザードマップの改定 ○ 災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○ 要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企） ○ 指定緊急避難場所の整備（企・建）
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○ 通信機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等による情報伝達機能の強化（総・企）

	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（総・企） ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企） ○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・総・企） ○災害時避難行動要支援者対策の強化（健・高・企） ○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（健・高・企） ○情報発信体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課） ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（総・企）
<p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	
	<p>2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路ネットワークの整備（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え、基幹的水道施設の耐震化の推進（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下） ・下水道施設等の耐震化の推進（上下） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（総・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保（企） ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企） ○消防防災施設整備の推進（企・上下） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備の推進 ○社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企） <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進 ○災害時医薬品確保体制の整備（健） ○緊急物資や燃料の確保・受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企）

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築（教・企） ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○災害時応急対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の構築（企） ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（建） ・災害時における給水協力関係の強化（上下）
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○一時避難所の開設（企） ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・緊急物資の受け入れ体制の構築（教・企） ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○防災ヘリポートの確保及び整備（企） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラの耐震化及び長寿命化の推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下	
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・消防署救助・救急体制の強化 ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進 ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高） <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所運営マニュアルの策定 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生・支） ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建） ○災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健） <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療活動マニュアルの策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリポートの確保及び整備（企） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○森林の公益的機能の増進（農） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料供給ルート確保の確保（建・企） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の燃料の備蓄 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料確保の推進 ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（企） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
2-5	観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足
	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車移動者への情報伝達と誘導（建） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○被災者等への情報伝達体制の確立（総） ○地域防災拠点における備蓄の実施（企） <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 ○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（企・教） ○帰宅困難者の安全な帰宅支援（企）
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時保健医療体制の整備（健） <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健活動マニュアルの運用 ○災害時防疫体制の構築（健・住） ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通

	渋滞の多発
	<ul style="list-style-type: none"> ○警察及び消防団による警備（企） ○交通規制及び交通安全対策の実施（建） <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備及び推進
	3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における連絡体制の強化（企） ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総） ・非常参集体制の確立（企） ・業務継続計画の作成（企）
	3-3 災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎の災害対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の耐震化（総） ・本庁舎以外の耐震化（総・高・支） ・自家用発電機の整備（企・総） ・耐震性貯水槽の整備（企・上下） ・情報システムの緊急時復旧対応（総） ○防災体制の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部への職員派遣体制の確立 ・災害対策本部の予備施設の指定 ・地震発生時等の業務継続体制の確立 ○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進（企）
	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する
	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器・代替通信機の確保（総） ・非常発電機の点検及び確保（総・企）
	4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○通信機能の強化（総） <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化 ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立
	5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路となる幹線道路等の整備（建） <ul style="list-style-type: none"> ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進

	・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	○燃料供給ルートの確保（参照：2-1、2-4）（建・企）
5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急物資及び燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ・災害時における燃料確保の推進（総・企） ○避難路となる幹線道路等の整備（建） <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備 ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 ○道路除雪計画の策定等（建） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
5-4	食料等の安定供給の停滞
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化（企） <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 ○緊急物資や燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達（調達の協定）（企） ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築（教・企）
6. ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
6-1	電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能の停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○電力会社との連携（企） ○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の電源確保体制の整備（企） ・災害時における燃料確保の推進（総・企）
6-2	上水道の供給停止及び下水処理施設の機能停止
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時応急対策の推進（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設における応急対策の推進 ・災害時における給水協力関係の強化 ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の長寿命化の推進 ・下水道施設等の耐震化の推進
6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時応急対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企）

	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（建） ○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建） ・基幹農道の整備（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建） ○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（建） <ul style="list-style-type: none"> ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 ○鉄道災害・道路災害応急対策の推進（企・建） <ul style="list-style-type: none"> ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備 ○道路除雪計画の策定等（建） ○洪水被害を防止する排水施設の整備（上下・建）
7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1	沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建物等の危険度判定の実施（建・税） <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定の実施 ○被害情報の収集体制の確立（総・企） <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策電話等による被害情報の収集体制の確立
7-2	ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業用ため池の管理と保全（農） <ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者の把握と点検の実施 ○消防施設の管理と保全（企）
7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の公益的機能の増進（農） ○鳥獣害対策の推進（農） ○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（農） ○農村資源の保全管理活動の推進（農） <ul style="list-style-type: none"> ・農用地の保全対策 ・営農組織の充実と担い手づくり
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理基本計画の策定（住） <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 ○下水道施設管理体制の整備（上下） <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の管理 ・合併浄化槽の管理 ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
8-2	復旧・復興を担う人材等（自主防災組織、専門家、土木等労働者、コーディネータ

	一) の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる
	<ul style="list-style-type: none"> ○受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課） ○家屋被害認定士の育成（税） ○協定締結の推進及び連携強化（企・全課） ○災害ボランティアの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（健） ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健） ○地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実強化及び維持（企） ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企） ・避難所運営マニュアル等の作成促進（教） ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（企） ○福祉避難所等の運営体制の充実等（健・高） <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に配慮した避難所運営の推進 ・要支援者の避難誘導及び福祉避難所の開設訓練の実施
8-3	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	○地籍調査の実施（建）

2 施策分野ごとの推進方針

1. 個別施策分野

① 行政機能・消防

- 庁舎の災害対応力の強化
 - ・本庁舎の耐震化（総）・本庁舎以外の耐震化（総・高・支）
 - ・自家用発電機の整備（企・総）
 - ・耐震性貯水槽の整備（企・上下）
- 防災体制の強化
 - ・防災組織体制の整備（企）
 - ・地震発生時等の業務継続体制の確立（企）
 - ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定（企）
 - ・防災マニュアルの整備（企・全課）
 - ・避難所運営マニュアル等の作成促進（教）
 - ・災害時における連絡体制の強化（企）
 - ・防災関係機関との連携（企・全課）
 - ・近隣市町村との災害協定の締結（企）
 - ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（企）
 - ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施（企・全課）
 - ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化（総）
 - ・非常参集体制の確立（企）
 - ・現地対策本部への職員派遣体制の確立（企）
 - ・災害対策本部の予備施設の指定（企）
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（企）
 - ・消防署救助・救急体制の強化（企）
- 被害情報の収集体制の確立（企）
 - ・消防団等による被害情報の収集体制の確立
 - ・災害モニター制の維持
- 自動車移動者への情報伝達と誘導（建）
- 被災者等への情報伝達体制の確立（総・企）
- 避難所運営体制の整備
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営（教・企）
- 指定緊急避難場所の整備（企・建）
- 防災ヘリポートの確保及び整備（企）
- 地域防災力・減災力の向上
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持（企）
 - ・洪水ハザードマップの改定（企）
 - ・土砂災害ハザードマップの改定（企）
 - ・消防団員の充実強化及び維持（企）
- 地域防災拠点における備蓄の実施
 - ・災害備蓄品の確保（企）

- 情報発信体制の強化
 - ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（総・企）
- 防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進（総・企）
- 雪害情報の収集体制の確立（建）
- 雪害時応急対策の推進（建）
 - ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 雪害時孤立対策の推進（企・建・農）
 - ・雪害による森林の倒木による孤立
- 防災ヘリポートの確保及び整備（企）
- 鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進（企・建）
 - ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備
- 受援計画及び防災マニュアルの見直し（企・全課）
- 家屋被害認定士の育成（税）
- 協定締結の推進及び連携強化（企・全課）
- 災害ボランティアの確保（健）
 - ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進
 - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

② 住宅・都市

- 消防防災施設整備の推進（企・上下）
 - ・耐震性貯水槽の整備の推進
- 消防施設の管理と保全（企）
- 土砂災害対策の推進（建）
 - ・住宅への土砂災害の対策
- 災害時応急対策の推進
 - ・上下水道施設における応急対策の推進（上下）
 - ・災害時における給水協力関係の強化（上下）
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（企・建・上下）
 - ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（商）
 - ・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（建）
- 下水道施設管理体制の整備
 - ・下水道施設の管理（上下）
 - ・合併浄化槽の管理（上下）
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（上下）
- 浸水被害を軽減するための流域対策の推進
 - ・雨水貯留浸透施設やため池改修（企・農・教）
 - ・内水氾濫を防止する排水施設の整備（上下・建）
- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商）

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建）
- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下）
- ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）
- ・下水道施設等の耐震化の推進（上下）
- 道路除雪計画の策定等（建）
- 文化施設等における防災対策の推進（生・支）
- 小中学校における防災対策の推進（教）
- 保育園・幼稚園における防災対策の推進（健）
- インフラ整備の推進
 - ・幹線道路網の整備（建）
 - ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（総・企）
- 地籍調査の実施（建）
- 建築物等の耐震対策の推進
 - ・耐震改修促進計画の推進（建）
 - ・ブロック塀の点検及び改修（建）
 - ・町立学校の校舎、屋内運動場及びランチルームの耐震対策の推進（教）
 - ・保育園、幼稚園の耐震化の推進（健）
- 空き家・危険空き家の対策（企）
 - ・空き家対策施策の推進
- 被災建物等の危険度判定の実施（建・税）
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

③ 保健・福祉・医療

- 災害時避難行動要支援者対策の強化
 - ・要支援者の名簿情報の提供（健・高・企）
 - ・個別計画の作成（健・高・企）
 - ・個別計画の情報共有（健・高・企）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進（企・健・高）
- 福祉避難所運営マニュアルの策定（健・高）
- 聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（健・総・企）
- 障がい者に対する情報支援体制の構築（健）
- 社会福祉施設の防災資機材整備（健・高・企）
 - ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備（健）
 - ・救急医療活動マニュアルの実施体制
 - ・ドクターヘリポートの確保及び整備（企）
- 災害時医薬品確保体制の整備（健）
- 災害時保健医療体制の整備
 - ・災害時における保健活動マニュアルの運用（健）
- 災害時防疫体制の構築（健・住）

④ エネルギー

- 電力会社との連携（企）
- 地域防災拠点における備蓄の実施
 - ・非常用発電機の燃料の備蓄（総・支・企）
- 燃料供給ルートの確保（建・企）
- 緊急物資や燃料の確保・受け入れ
 - ・災害時における燃料確保の推進（総・企）
- 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（企）

⑤ 情報通信

- 庁舎の災害対応力の強化（総）
 - ・情報システムの緊急時運用体制の確立
- 緊急地震速報の伝達（総・企）
 - ・使用機器の点検
- 被害情報の収集体制の確立
 - ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（総・企）
- 通信機能の強化
 - ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（総・企）
 - ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（総・企）
 - ・さよう安全安心ネット等への登録推進（企）
- 河川水位等情報の伝達体制の確立（総・企）
- 土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（総・企）
- 防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進
 - ・情報機器・代替通信機の確保（総）
 - ・避難所等の電源確保体制の整備（企）

⑥ 交通・物流

- 緊急輸送道路ネットワークの整備（建）
- 緊急物資や燃料の確保
 - ・緊急物資の調達（調達の協定）（企）
 - ・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築（教・企）
 - ・災害時における燃料確保の推進（参照：④エネルギー）（総・企）
- 災害時応急対策の推進（参照：②住宅・市街地）
- 避難路となる幹線道路等の整備
 - ・幹線道路網の整備（参照：②住宅・市街地）（建）
 - ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建）
 - ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止（参照：②住宅・市街地）（総・企）
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建）
 - ・基幹農道の整備（農）
- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建）

- 道路除雪計画の策定等（参照：②住宅・市街地）（建）
- 交通規制及び交通安全対策の実施
 - ・交通安全施設等の整備及び推進（建）
- 燃料供給ルートの確保（参照：④エネルギー）（建・企）
- 帰宅困難者の安全な帰宅支援（企）
- 警察及び消防団による警備（企）
- 避難路となる幹線道路等の整備
 - ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施（建）

⑦ 土地保全

- 河川の安全流下対策（建）
 - ・河川改修の実施
- 森林の公益的機能の増進（農）
- 災害廃棄物処理基本計画の策定（住）
 - ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の推進（農）
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（建）
 - ・農地及び森林の管理体制の確立（農）
- 水防対策の推進
 - ・洪水ハザードマップの改定（参照：①行政機能・消防）（企）
 - ・水防訓練の実施（企・建・上下）
 - ・水防用資材の備蓄（企・建）
- 避難路となる幹線道路等の整備（参照：⑥交通・物流）（建・農）
- 農村資源の保全管理活動の推進（農）
 - ・農用地の保全対策
 - ・営農組織の充実と担い手づくり
- 農業用ため池の管理と保全（農）
 - ・ため池管理者の把握と点検の実施
- 鳥獣害対策の推進（農）

2. 横断的施策分野

① 老朽化対策

- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（商）
 - ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（建）
 - ・公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進（教・商・三）
 - ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（生・南）
 - ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（上下）
 - ・下水道施設等の長寿命化の推進（上下）

② リスクコミュニケーション

- 地域防災力の強化
 - ・防災教育の推進（企）
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持（企）
 - ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企）
 - ・避難所運営マニュアル等の作成促進（教）
 - ・消防団員の確報対策等による消防団の活性化の推進（企）
- 一時避難所の開設（企）
- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（健・高）
 - ・要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施（健・高）
- 災害ボランティアの確保
 - ・ボランティアコーディネーターの養成（健）
 - ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（健）

③ 地域振興

- 地域防災力の強化
 - ・シェイクアウト訓練の啓発等の実施（企）
 - ・自主防災組織の充実強化及び維持（企）
 - ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（企）
 - ・洪水ハザードマップの改定（企）
 - ・土砂災害ハザードマップの改定（企）

3. 複合的施策分野

大規模な自然災害等の同時発生などによる事態を想定し、全ての施策分野において、複合的に事業を推進していくものとする。

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた能力、財源で町土の強靭化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、8つの「事前に備えるべき目標」に係る30の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本町の地域特性等の観点から、特に回避すべき15の「最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標		起きてはならない最悪の事態（15事態）	
1	人命の保護が最大限 図られる	1-1	大規模地震における多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の浸水や倒壊等
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設及び消防署、警察署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道等の供給停止及び下水道処理施設の機能停止

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含め計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結び付け、新たに施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

2 計画の推進期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年間で推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する）。

3 他の計画等の見直し

本計画は、町における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

項目名の後の()において、下記指標による方向性を示す

A：現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの

B：現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの

C：現状施策を維持するもの

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震における多数の死傷者の発生

(現状・課題等)

○防災体制の強化

- ・防災組織体制の整備 (C)

地震発生時に災害応急対策を速やかに行うため、組織体制及び職員配備体制を整理し、的確に判断して迅速に対処することが必要である。(企)

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立 (B)

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定している。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じ見直しを行う。(企・全課)

- ・防災マニュアルの整備 (B)

災害対応を迅速かつ的確に実施するために、地域防災計画では基本方針等を、個別の防災マニュアルでは具体的な事務の内容・手順を定めている。引き続き、法令改正や、災害対応・訓練の際の課題に基づき、地域防災計画や防災マニュアル等見直しを行う必要がある。(企・全課)

- ・防災関係機関との連携 (B)

災害時には、西はりま消防本部をはじめ、警察、県、自衛隊、道路管理者、医師会等と情報共有及び連携を図りながら迅速に対応することが必要である。(企・全課)

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 (B)

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。(企)

○緊急地震速報の伝達

- ・使用機器の点検 (C)

緊急地震速報は、Jアラート受信機が受けた信号を、防災行政無線やケーブルテレビに伝達して、町内に放送している。このため、使用機器の定期点検を実施して、常に正常稼働させる必要がある。(総・企)

○地域防災力・減災力の向上

- ・シェイクアウト訓練の啓発等の実施 (C)

地震の発生時に、迅速に身を守る行動をとるためには訓練が重要である。このため、毎年、全国一斉の緊急地震速報試験放送時にシェイクアウト行動の啓発や訓練を行っている。引き続き啓発等を実施していく必要がある。（企）

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（C）

地震発生時等には、家族や近所の住民等による避難誘導や救出救助が重要である。このため、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っている。引き続き、支援を継続する必要がある。（企）

- ・消防団員の充実強化及び維持（C）

地震発生時等の救出救助や、直後の火災において、消防や警察が町域すべてに対応できない恐れがある。このため、地域内の消防団員は重要な役割を果たす。引き続き、消防団員を確保し、消防団活動を維持する必要がある。（企）

- ・防災教育の推進（B）

災害発生を経験していない世代が災害発生に遭遇した場合に、身を守る行動がとれるように防災教育を実施することが重要である。このため、小学校4，5学年を中心に防災学習の時間を設けて防災教育を実施している。今後も防災教育を充実させ、小学校・中学校・高等学校において、児童生徒が防災知識・意識を修得するための取組を推進する必要がある。（企・教）

○災害時避難行動要支援者対策の強化

- ・要支援者の名簿情報の提供（C）

町は災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者名簿を作成している。名簿掲載者のうち、本人の同意が得られた方については、その名簿情報を避難支援関係者である自治会に提供し、要支援者の避難支援に関する事前準備と体制づくりを推進している。（健・高・企）

- ・個別計画の作成（B）

要支援者それぞれが自治会等の避難支援関係者等と個別計画を作成するよう推進している。未作成の要支援者について、引き続き個別計画作成を推進し、要支援者の安否確認や適切な避難誘導が円滑にできるように支援する必要がある。（健・高・企）

- ・個別計画の情報共有（B）

個別計画を要支援者、自治会・自主防災組織、指定避難所、対策本部で情報共有し、要支援者の避難について、連携して行えるよう備える必要がある。（健・高・企）

○避難所運営体制の整備

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営（C）

避難所運営のため、施設設備を整備するとともに、円滑な避難運営ができるよう努めている。町、学校及び自治会が連携を図りながら、避難所運営をする必要がある。（教・企）

○建築物等の耐震対策の推進

- ・耐震改修促進計画の推進（B）

平成30年3月に耐震改修促進計画を改定済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を

促進する必要がある。(建)

- ・ブロック塀の点検及び改修 (B)

地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊を防止するため、通路の点検を行い、危険なブロック塀を適正に管理していただくよう指導する。また、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金により改修等を行い、安全を確保する必要がある。(建)

○空き家・危険空き家の対策

- ・空き家対策施策の推進(空き家再生推進事業) (B)

高齢化・過疎化が進む中、管理不十分な危険な空き家が増加しており、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な管理をしていただくよう指導している。倒壊しそうな特定空家については、空き家再生等推進事業及び自主防災組織活動補助金により除却等を行い、安全を確保する必要がある。(企)

○インフラ整備の推進

- ・幹線道路網の整備 (B)

幹線道路など定期的なメンテナンスは必要不可欠であり、各地区を結ぶ国道、県道に接続する安全かつ便利な町道の整備を進める必要がある。また、道路ネットワークの整備を進めてきたが、一部の地域ではその整備の遅れや生活道路の未改修があるため、道路ネットワークや緊急時対応への対策が急がれる。(建)

- ・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止 (C)

関西電力と情報共有を図りながら停電の早期復旧と、住民への停電情報などの情報提供ができる体制を構築する必要がある。また、ケーブル等断線防止のため、倒木の恐れがある山林を伐採する必要がある。(総・企)

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進 (C)

町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める必要がある。(商)

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 (B)

H30年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H31年度34橋の修繕。全671橋中、修繕が必要な橋はH28年度時点で123橋、進捗率は51%である。引き続き、橋の修繕を実施する必要がある。(建)

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進(C)

民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県と協力して相談窓口の開設し、住宅の応急修理、空家住宅(公営住宅等)の確保等を行う必要がある。(商)

- ・災害時における給水協力関係の強化 (C)

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。(上下)

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（C）

災害時には、無線機や孤立対策用電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。このため、使用機器の定期点検や自主防災組織の使用訓練を啓発するなどして被害情報の収集体制を確保する必要がある。（総・企）

- ・消防団等による被害情報の収集体制の確立（C）

消防団の警戒活動から可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努める。（企）

（重要業績指標）

【企画防災課】職員災害対応訓練 年1回の実施

【企画防災課】職員災害対応研修 年1回の実施

【企画防災課】Jアラート稼働の定期点検 月1回以上の実施

【企画防災課】緊急地震速報試験放送及びシェイクアウト訓練の啓発 年2回の実施

【企画防災課】自主防災組織活動補助金（訓練）交付実績 H30 38件 ⇒ R6 47件

【企画防災課】佐用町防災リーダー研修会 年1回以上の実施

【健康福祉課】災害時要支援者個別計画策定割合 H30 50% ⇒ R6 100%

【企画防災課】消防団員数・消防協力員 H31 886名・230名 ⇒ R8 606名・340名

【建設課】木造住宅耐震診断率 R1 23% ⇒ R7 97%

【建設課】橋梁の修繕化率 H30 24% ⇒ R3 67%

【建設課】危険ブロック塀改修 R1 3件

【商工観光課】公営住宅長寿命化 R1 499所 ⇒ R5 445所

【企画防災課】特定空家等の除却 R2=5件 R3=5件 R4=5件 R5=5件 R6=5件

1-2 （不特定）多数が集まる施設の浸水や倒壊等

（現状・課題等）

○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化（C）

今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、平成27年3月に庁舎の大規模改修を行うとともに増築を行い、災害対策を執るための会議室の整備、耐震化、電源設備の浸水対策等を行った。今後は、通常の維持管理を行う。（総）

- ・本庁舎以外の耐震化（B）

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に備えるため、佐用町公共施設等総合管理計画（H29年3月策定）に基づき、本庁舎以外の施設の大規模改修や建替えを行い、町有建物の耐震化を図る必要がある。三日月支所については、防災活動拠点施設として令和2年度に大規模改修を行う。また、老朽化が進んでいた養護老人ホーム「佐用朝霧園」についても、防災上の観点と高齢者福祉施設の充実のため、移転改築事業を実施中である。（総・高・支）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公園等施設（天文台・笹ヶ丘・三方里山）の整備及び長寿命化の推進（C）（教・商・三）
- ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（C）

今後、災害時には防災活動拠点としての機能が果たせるように整備計画に基づいた整備を促進していく必要がある。（生・南）

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（1-1参照）（商）

○建築物等の耐震対策の推進

- ・町立学校の校舎、屋内運動場及びランチルームの耐震対策の推進（C）

平成27年度末までに学校の校舎・屋内運動場・ランチルームは耐震化率100%となった。また、吊り天井を有する屋内運動場についても100%改修を行った。

学校施設を避難所に指定していることから、児童生徒の安全確保はもとより、避難者の安全についても確保する必要があるため、今後は、非構造部材の耐震化の促進を図る必要がある。（教）

- ・保育園、幼稚園の耐震化の推進（C）

町内保育園・マリア幼稚園共に耐震化されているが、園児の避難訓練等を行うことで不測の事態に備えていく必要がある。（健）

○障がい者に対する情報支援体制の構築（B）

災害時避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、障がい者（児）の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。（健）

○保育園・幼稚園における防災対策の推進（C）

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子ども達も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう避難確保計画の改定が必要である。引き続き、子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（健）

○文化施設等における防災対策の推進（C）

文化施設等（文化ホール、文化会館、図書館、スピカホール）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（生・支）

○小中学校における防災対策の推進（B）

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施しており、職員及び児童も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう避難確保計画を作成する必要がある。今後も、児童生徒の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

（教）

（重要業績指標）

【総務課】本庁舎H28改修済 三日月支所R2改修予定 朝霧園R2改築

【企画防災課】洪水に関する避難確保計画の策定 R1 18件/22件 ⇒ R5 100%

土砂災害に関する避難確保計画の策定 R1 23件/39件 ⇒ R5 100%

【教育課】学校・屋内運動場耐震化率 100%

【商工観光課】公営住宅長寿命化 耐震化率 100%

1-3 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等への浸水

(現状・課題等)

○防災体制の強化(参照:1-1)

- ・避難勧告及び避難指示判断基準の策定(C)

地域防災計画において、洪水に係る避難勧告等の判断基準を規定している。今後、さらに急激な豪雨被害が生じるなど全国的な激甚化が進む場合、見直す必要がある。(企)

- ・近隣市町村との災害協定の締結(C)

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、西播磨地域災害時相互応援に関する協定、兵庫・岡山県境隣接市町村における災害応援対策活動の相互応援協定などを結んでいる。自治体間の応援体制をさらに強化するために、協定締結の増加や、締結自治体間の密な連絡体制等により、連携強化を図る必要がある。(企)

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進(B)

兵庫県、播磨広域連携協議会、各市町、各水道企業団、播磨高原広域事務組合、日本水道協会兵庫県支部(以下「日水協県支部」という。)、兵庫県簡易水道協会、日本郵便(株)、佐用郡土木組合、佐用郡自動車整備業組合、一般社団法人兵庫県水質保全センター等と災害時における応急対策業務等の協力に関する協定を締結している。また、佐用町上下水道指定業者とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れている。

今後、さらに幅広い協力体制構築のため協定を締結していく必要がある。

(企・建・上下)

○被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)

- ・災害モニター制の維持(C)

河川管理者である県により、町内河川に水位計や河川監視カメラが設置されているが、これ以外、特に中小河川の地点の水位情報を収集するために、河川付近に住む住民から情報収集する「災害モニター制」を創設している。引き続き、河川水位情報を収集して、的確に判断するため、災害モニター制を維持する必要がある。(企)

○河川水位等情報の伝達体制の確立(C)

町民の避難判断のために、河川カメラや水位計による水位情報を佐用チャンネルにて放送し、水防警報等が発令された場合、さよう安全安心メールにより水位情報を発信している。また、上記の方法に加え、防災行政無線やLアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。(総・企)

○自動車移動者への情報伝達と誘導(B)

平成21年台風第9号災害では、高速道路が規定雨量に達し通行止めになったことによ

り、一般道路を走行せざるを得なかった自動車移動者が、河川の越水流に流され、被害にあった。このことから、自動車移動者への確に避難情報等を周知するため、道路管理者間で迅速に情報連携する体制を構築した。今後も、情報連携を維持し、自動車移動者への確に避難情報等を周知する必要がある。(建)

○河川の安全流下対策

・河川改修の実施(B)

河川の掘削及び拡幅等の改修工事が平成28年度中に完了した。今後は中小河川の部分改修の必要がある。また、土砂の堆積については、基準を超えた場合は撤去の要望をしていく必要がある。(建)

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

・雨水貯留浸透施設やため池改修(B)

浸水被害を軽減するため、田んぼダム、校庭、公共施設での貯留浸透、ため池の活用、森林の保全及び整備による、対策をする必要がある。(企・農・教)

・内水氾濫を防止する排水施設の整備(B)

内水対策として、建岩排水樋門(文化情報センター裏)の水門を閉鎖し、市街地への浸水を防ぐものとする。また、久崎排水機場の運転、管理を行い、流木や漂流ごみなどが排水能力を低下させる恐れがあるので、バックホウの手配を行い、スクリーンの清掃を行う。台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事を県により実施していた。支流が未整備のため引き続き河川改修を実施する必要がある。(上下・建)

○空き家・危険空き家の対策(参照:1-1)(企)

○インフラ整備の推進

・幹線道路網の整備(参照:1-1)(建)

・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止(参照:1-1)(総・企)

○地域防災力・減災力の向上

・洪水ハザードマップの改定(A)

ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨により、河川整備の目標を上回る甚大な洪水被害が発生している。そういった豪雨時に迅速かつ的確に避難をするために、河川管理者である県が、新たに作成した浸水想定区域図を基に、町民向けのハザードマップを作製する必要がある。(企)

・自主防災組織の充実強化及び維持(参照:1-1)(企)

・消防団員の充実強化及び維持(参照:1-1)(企)

○防災教育の推進(参照:1-1)(企)

○災害時避難行動要支援者対策の強化(参照:1-1)(健・高・企)

○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進(B)

平成28年台風10号災害を背景に、水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水害及び土砂災害の危険について地域防災計画に位置付けられた要配慮者施設は、利用者の円滑かつ

迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画の策定が義務付けられた。町では、これら施設に対して、説明会を開催するなど策定推進を行ってきた。これまでの未策定の施設だけでなく、浸水想定等の更新により、地域防災計画に位置付ける施設についても策定する必要があり、新たな施設に呼びかけるなど策定に向けた更なる推進が必要である。

(企・健・高)

○避難所運営体制の整備 (参照：1-1) (教・企)

○水防対策の推進

・水防訓練の実施 (C)

水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるようにマニュアルを作成している。また、定期的に消防署、警察、消防団等において水防訓練を実施している。引き続き、訓練を実施していく必要がある。(企・上下・建)

・水防用資材の備蓄 (C)

土のう、スコップ、ブルーシート、照明具等の水防資材を本庁及び各支所の水防倉庫に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた資材を備蓄していく必要がある。

(企・建)

(重要業績指標)

【農林振興課】 ため池の改修率 R1 16% ⇒ R5 33%

【企画防災課】 災害モニターR1 29名

1-4 豪雪等による道路の寸断及び森林の倒木による孤立

(現状・課題等)

○雪害情報の収集体制の確立

- ・道路管理者によるパトロール及び自治会等からの積雪情報及び被害情報の収集体制の確立 (C) (建)

○雪害時応急対策の推進

- ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進 (C)

雪害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、県土木や西日本道路(株)など道路管理者と連携を図る必要がある。また、除雪体制の確立のため、除雪作業に関する契約を業者と交わしている。(建)

○雪害時孤立対策の推進

- ・雪害による森林の倒木による孤立 (C)

雪害による森林が倒木し道路を閉鎖し通行が不可能となった場合は、倒木の撤去を早急に実施する必要がある。また、倒木による電線の切断により停電が長時間にわたる場合の早期復旧のために、引き続き、関西電力との連携強化を図る必要がある。(企・建・農)

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立 (参照：1-1) (総・企)

○道路除雪計画の策定等 (C)

主要幹線道路管理者である県と連携した除雪計画の他、町内の除雪作業が可能な業者の

実状を反映した計画を策定する必要がある。(建)
(重要業績指標)

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、農地及び森林の消失・荒廃等

<p>(現状・課題等)</p> <p>○防災体制の強化(参照:1-3) (企)</p> <p>○被害情報の収集体制の確立(参照:1-1) (総・企)</p> <p>○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立(C)</p> <p>町民の避難判断のために、地域別土砂災害危険度を佐用チャンネルにて放送している。また、上記の方法に加え、防災行政無線やLアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。(総・企)</p> <p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進(B) <p>森林所有者、地元住民らと連携して現状の把握に努め、事前に必要な対策をしておく必要がある。(農)</p> ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進(B) <p>土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要がある。(建)</p> ・農地及び森林の管理体制の確立(B) <p>管理不十分な農用地などの保全管理の支援をはじめ、農地の多面的機能の保全を推進する。また、森林組合との連携のもと、林内路網の整備や里山整備など、健全な森林育成に努める必要がある。(農)</p> ・住宅への土砂災害の対策(B) <p>県による土砂災害特別警戒区域が指定され、区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対する支援を行い、安全を確保する必要がある。(建)</p> <p>○森林の公益的機能の増進(B)</p> <p>森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備(間伐、植栽等)が行われている。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要がある。(農)</p> <p>○地域防災力・減災力の向上(参照1-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの改定(A) <p>ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨を背景に、県による土砂災害特別警戒区域の指定が進んだ。住宅等への対策や避難行動の計画のため、町民向けの土砂災害ハザードマップを作製</p>

する必要がある。(企)

○災害時避難行動要支援者対策の強化(参照:1-1)(健・高・企)

○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進(参照1-3)(健・高・企)

○指定緊急避難場所の整備(A)

土砂災害特別警戒区域の指定により、指定緊急避難場所及び指定避難所が結果的にその区域内の立地となった。これらの施設の他に、構造条件として適する建物がないため、引き続き避難所として利用するために、土砂災害対策工事を行う必要がある(企・建)

(重要業績指標)

【農林振興課】治山施設防災パトロールの実施 R1 年1回 ⇒ R5 年2回

【農林振興課】森林整備面積 R1 140ha ⇒ R5 200ha

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(現状・課題等)

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立(参照:1-1)(総・企)

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化(B)

防災情報伝達体制の強化を図るため、防災行政無線や佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Lアラート、エリアメール、携帯電話、孤立対策用電話など住民等への伝達手段を確保している。停電や通信機器の破損等の支障が生じた場合に、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる必要がある。(総・企)

- ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報(C)

機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車(広報車)や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する必要がある。(総・企)

- ・さよう安全安心ネット等への登録推進(B)

情報伝達の多重化のため、登録制メールのさよう安全安心ネット及びスマートフォンアプリひょうご防災ネットにより、情報伝達を行っている。今後も、多媒体登録者数を増やし、情報伝達者数を確保していく必要がある。(企)

○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備(C)

聴覚障がい者への情報伝達として、防災行政無線の内容を伝達する文字表示機の配布を行い、さらにFAXにおいて伝達を行っている。今後も、制度について周知を行う必要がある。また、さよう安全安心ネットへの登録推進を行う必要がある。(健・総・企)

○災害時避難行動要支援者対策の強化(参照:1-1)(健・高・企)

○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進(参照1-3)(健・高・企)

○情報発信体制の強化

- ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施(B)

毎年地震や水害を想定した職員訓練を実施している。訓練では、地域防災計画やマニュ

<p>アルに基づき、災害対策本部を設置し、災害状況の把握や、避難情報の発信等を行っている。引き続き、訓練を行い、災害対応業務への習熟が必要である。（企・全課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（B） <ul style="list-style-type: none"> 緊急時、各種情報機器を確実に操作するためには、平時から担当者だけではなく多くのものが操作に習熟する必要がある。（総・企）
<p>（重要業績指標）</p> <p>【健康福祉課】個別避難計画作成率 R1 60%⇒R2 85%</p>

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止

<p>（現状・課題等）</p> <p>○緊急輸送道路ネットワークの整備（B）</p> <p>災害時発生時の緊急輸送道路として、県指定10か所、町指定8か所指定し、緊急時の輸送道路として通れるよう、優先的に整備する。（建）</p> <p>○避難路となる幹線道路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（B） <ul style="list-style-type: none"> 管理町道1,806路線、総延長696,354mである。山間地の集落を連結する町道は整備されているが、迂回路等の整備が必要である。（建） ・基幹農道の整備（C） <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に町道等の代替路線として使用される可能性を考慮した農道施設の維持管理をする必要がある。（農） ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（B） <ul style="list-style-type: none"> 広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。（建） <p>○土砂災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農） ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建） <p>○洪水被害を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）</p> <p>○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（B） <ul style="list-style-type: none"> 石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、令和7年度までに整備予定となっている。（上下） ・下水道施設等の長寿命化の推進（B） <ul style="list-style-type: none"> これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下

水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（上下）

・下水道施設等の耐震化の推進（B）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を佐用町業務継続計画に基づき図るとともに、下水道施設の耐震化を推進する。（上下）

・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：1-1）（建）

○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

○被災者等への情報伝達体制の確立（C）

被災者等へ避難所の開設情報や物資の配布など支援情報を発信するために、防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心メール、Lアラート、ホームページ、エリアメールを活用することとしている。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。（総・企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

・災害備蓄品の確保（C）

災害時、被災者へ供給すべき毛布・食料等を確保するため、計画的に備蓄物資として購入している。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要がある。（企）

・非常用発電機の燃料の備蓄（C）

本庁舎、支所、避難所等の停電時にも必要な電力が賄えるよう、燃料を備蓄している。今後も、燃料の備蓄量の確認が必要である。（総・支・企）

○消防防災施設整備の推進

・耐震性貯水槽の整備の推進（A）

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要がある。（企・上下）

○社会福祉施設の防災資機材整備

・社会福祉施設における防災資機材の整備推進（B）

社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障がい者福祉施設）における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っている。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要がある。（健・高・企）

○災害時医薬品確保体制の整備（B）

災害時には、避難場所及び救護所における医薬品の把握を行い、緊急に必要とされる医薬品を町内薬局で調達する必要がある。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

また、町内で調達できない場合は、県（保健所）、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、速やかに医薬品の供給ができるように努める必要がある。（健）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

・緊急物資の調達（調達の協定）（B）

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要がある。（企）

・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築（B）

他市町村等から緊急輸送路等を利用し搬送される救援物資、または調達した物資は、佐用中学校体育館等に、大規模災害で広域的に物資を受け入れについては、西播磨広域防災拠点等を集積する計画としている。災害時は大量の物資となり、迅速な処理ができなくなることが考えられる。受入れ体制等の充実・強化に努めていく必要がある。（教・企）

・災害時における燃料確保の推進（A）

災害発生時の燃料確保のために、兵庫県LPガス協会西播磨支部佐用地区会と協定を締結し、ガスや器具機材の供給を優先的に受けるための体制を構築している。一方、庁舎自家発電機や公用車への燃料確保をするために、佐用石油ブロック組合に協力を求められる体制構築が必要である。（総・企）

○災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の構築（参照：1-3）（企）

・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（B）

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。（建）

・災害時における給水協力関係の強化（C）

平成10年3月16日に締結した「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、円滑な応援活動が実施されるよう相互に調整を図る必要がある。（参照：6-2）（上下）

（重要業績指標）

【企画防災課】耐震性貯水槽の整備 H16 2基⇒R10 5基

【健康福祉課】福祉避難所運営マニュアルの策定 R5までに策定

【農林振興課】農道橋個別計画の策定 R1 0%⇒R5 100%

【上下水道課】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率 100%

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（現状・課題等）

○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

○一時避難所の開設（C）

自主防災組織による自主的な避難所の開設・運営を促す必要がある。（企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

・緊急物資の調達（調達の協定）（参照2-1）（企）

・緊急物資の受け入れ体制の構築（参照2-1）（教・企）

・災害時における燃料確保の推進（参照2-1）（総・企）

○防災ヘリポートの確保及び整備（C）

救出救助や物資搬送のための防災ヘリポートとして町内21か所（うち4か所は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場）を計画しており、その中で孤立の恐れのある地域周辺、海内地区・上石井地区・東本郷地区の町有地をヘリポートとして活用を計画している。今後も活用できるよう維持する必要がある。（企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（参照：2-1）（建）
- ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（参照：2-1）（建）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）（建）

○道路除雪計画の策定等（参照：2-1）（建）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建）

○森林の公益的機能の増進（参照：1-5）（農）

○洪水被害を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

（重要業績指標）

【建設課】橋梁の修繕化率 H30 24%⇒R3 67%

2-3 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

（現状・課題等）

○防災体制の強化

- ・消防署救助・救急体制の強化（C）

西はりま消防組合が平成25年4月に発足し、広域連携体制を強化している。さらに兵庫県及び近隣市町村との相互応援協定を締結し体制を確保している。また、消防ポンプ自動車及び救急車など計画的な更新が必要である。（企）

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（B）

消防団員の確保のため、町内商工会と協力して消防団員応援の店事業を実施している。また、消防団員のOBなどが登録できる消防協力員制度の導入により、消防団活動に協力していただいている。今後も募集を行い増やしていく必要がある。（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉避難所運営マニュアルの策定（B）

避難所運営マニュアルのなかに福祉避難所について定めており、長期間にわたる避難生活が続く場合、設備の整った既存の特別施設や社会福祉施設に受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる必要がある。（健・高）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（参照：1-2）（生・支）
- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：1-1）（建）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・救急医療活動マニュアルの実施体制（B）

佐用消防署は、負傷者等に関する通報を受信した場合、救助活動を行い、医療機関と連携し搬送する。町は、救急医療活動マニュアルを基に、医療機関と連携し、避難所における負傷者等の救急医療活動を行う。また、佐用消防署及び医療健康対策部は、主として関係機関の救急医療活動の調整・後方支援を行う必要がある。（健）

- ・ドクターヘリポートの確保及び整備（C）

ドクターヘリポートとして町内13か所を臨時発着場として計画しており、今後も使用できるよう調整・維持する必要がある。（企）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（参照：2-1）（建）
- ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（参照：2-1）（建）

○道路除雪計画の策定等（参照：2-1）（建）

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進（参照：1-5）（農）
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）（建）

○森林の公益的機能の増進（参照：1-5）（農）

○洪水被害を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

（重要業績指標）

【建設課】橋梁の修繕化率 H30 24%⇒R3 67%

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（現状・課題等）

○燃料供給ルート確保（B）

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター離着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。（建・企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・非常用発電機の燃料の備蓄（参照：2-1）（企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

- ・災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）（総・企）

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（B）

<p>停電時に備えて、指定避難所や役場など防災拠点施設にソーラーシステム防犯灯を設置している。また、引き続き再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。（企）</p> <p>○被害情報の収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企） <p>（重要業績指標）</p> <p>ソーラーシステム防犯灯設置数 H31=25か所</p>
--

2-5 観光客等の帰宅困難者への水食料の供給不足

<p>（現状・課題等）</p> <p>○自動車移動者への情報伝達と誘導（参照：1-3）（建）</p> <p>○被害情報の収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企） <p>○被災者等への情報伝達体制の確立（参照：2-1）（総）</p> <p>○地域防災拠点における備蓄の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保（参照：2-1）（企） <p>○緊急物資や燃料の確保・受け入れ（参照：2-1）（企・総）</p> <p>○帰宅困難者の安全な帰宅支援（A）</p> <p>災害により鉄道等の利用ができない帰宅困難者について、安全な帰宅を支援する必要がある。代替輸送ができるよう、民間企業との協力関係の構築をする必要がある。（企）</p> <p>（重要業績指標）</p>
--

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<p>（現状・課題等）</p> <p>○災害時保健医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における保健活動マニュアルの運用（B） <p>災害時における保健活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいる。今後も訓練の充実に向け取り組む必要がある。（健）</p> <p>○災害時防疫体制の構築（B）</p> <p>感染症の予防として、平常時より、感染症予防の知識の普及啓発をはかり、住民の協力体制の確立、職員の認識向上等に励んでいる。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。避難所を開設した時は、感染症等の集団発生を防ぐために、避難所の感染対策の徹底を図る必要がある。（健・住）</p> <p>○被害情報の収集体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企） <p>（重要業績指標）</p>

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大交通事故や深刻な交通渋滞の多発

<p>(現状・課題等)</p> <p>○警察及び消防団による警備 (B)</p> <p>警察及び消防団において、災害時や渋滞時の通行止めや誘導を連携とりながら実施し、事故等の発生を抑制するとともに、交通渋滞が起これないようにする必要がある。(企)</p> <p>○交通規制及び交通安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none">交通安全施設等の整備及び推進 (B) <p>町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。また、災害時には交通規制等誘導看板の設置や警備員を配置する必要がある。(建)</p>
<p>(重要業績指標)</p>

3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶等や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

<p>(現状・課題等)</p> <p>○防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">災害時における連絡体制の強化 (C) <p>災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保するため、情報発信システムの構築を引き続き行う必要がある。(企)</p> <ul style="list-style-type: none">勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化 (C) <p>交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、自宅待機又は最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けることとする。また、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルートを職員独自で決めておく必要がある。(総)</p> <ul style="list-style-type: none">非常参集体制の確立 (C) <p>地震災害職員配備では、震度4の地震発生で連絡員配備、震度5弱で1号配備、震度5強で2号配備、震度6弱以上で3号配備としている。災害対策本部では、町長を本部長とし、連絡員待機、警戒体制、災害対策本部体制とし、迅速な対応が必要な時は必要に応じ招集しコアメンバー会議を開催する。(企)</p> <ul style="list-style-type: none">業務継続計画の作成 (参照：1-1) (企)
<p>(重要業績指標)</p> <p>【企画防災課】 地震災害職員配備の維持</p>

3-3 災害対策拠点である役場施設及び消防署の倒壊等による行政機能の大幅な低下や停止

(現状・課題等)

○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化(参照1-2) (総) ・本庁舎以外の耐震化(参照:1-2) (総・高・支)
- ・自家用発電機の整備(B)

現本庁舎に非常用自家発電設備がすでに整備されており、非常時(停電時)においても災害対策活動に最低限必要な機能を確保できている。電力供給の停止が長期化することを想定し、燃料タンクの満量化や補充できるよう佐用石油ブロック組合と協定を締結する必要がある。(企・総)

- ・耐震性貯水槽の整備(A)

災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する必要がある。

(企・上下)

- ・情報システムの緊急時復旧対応(A)

情報システムの緊急時運用については、地震時等に主要情報システムの早期復旧を行うため、「情報システムに関する業務継続計画」を早急に策定する必要がある。(総)

○防災体制の強化

- ・現地災害対策本部への職員派遣体制の確立(B)

災害発生時に各地域で対応するため、支所へ職員を配備している。さらに、災害発生現場における拠点が必要な場合は、現地災害対策本部を設置できることとし、指揮者をはじめとした職員の派遣体制を確立している。

現地災害対策本部長は、緊急を要するときは、佐用町災害対策本部長に代わって避難勧告等の発令ができるよう地域防災計画に規定している。各地域における災害対応が迅速に実施できる体制について、検討を重ねる必要がある(企)

- ・災害対策本部の予備施設の指定(C)

役場本庁舎が被災した場合に備え、各支所を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。(企)

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立(参照:1-1) (企)

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進(参照:2-4) (企)

(重要業績指標)

【総務課】業務継続計画(情報システムに関する)の策定⇒H25 100%

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(現状・課題等)

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・情報機器・代替通信機の確保（C）

電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる必要がある。（総）

- ・非常発電機の点検及び確保（C）

庁舎においては、自家発電装置の点検を定期的に行うとともに、電源が確保できない場合は、発電機を備え日ごろから点検する必要がある。（総・企）

（重要業績指標）

発電機数 消防防災3台 消防団本部3台 水道課3台

4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態

（現状・課題等）

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（参照：1-5 4-1）（B）

災害時、携帯電話基地局が被災した場合、携帯電話の通信が途絶える可能性がある。その場合、災害時用移動基地局を活用する。被災エリアを有効的に活用できる場所に、基地局を設置し、そのエリアで応急的に通信を確保する。（総）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

（重要業績指標）

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による経営の悪化や倒産

（現状・課題等）

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（B）

広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。（建）

- ・交通対策（通行止め、通行規制など）の実施（B）

冠水、落石、路肩の崩壊などで通行が困難又はその可能性があると判断した場合は、関係機関と調整後、片側通行や迂回路の看板設置などの対策を実施する。必要に応じ職員・消防団などへの出動要請を依頼し、危険箇所への進入防止の徹底を図る。また、道路情報

伝達連絡会との情報を共有し、危険な地域への自動車移動者の乗り入れを防止する。 (建)
(重要業績指標)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(現状・課題等)
○燃料供給ルート確保 (参照：2-4) (建・企)
(重要業績指標)

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止又は町外との交通の遮断

(現状・課題等)
○緊急物資及び燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進 (参照：5-1) (建) ・災害時における燃料確保の推進 (参照：2-1) (総・企)
○避難路となる幹線道路等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備 (参照：2-1) (建) ・交通対策(通行止め、通行規制など)の実施 (参照：5-1) (建)
○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 (参照：1-1) (建) <ul style="list-style-type: none"> ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進
○道路除雪計画の策定等 (参照：2-1) (建)
○土砂災害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業による土砂災害対策の推進 (参照：1-5) (農) ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 (参照：1-5) (建)
○洪水被害を防止する排水施設の整備 (参照：1-3) (上下・建)
(重要業績指標)

5-4 食料等の安定供給の停滞

(現状・課題等)
○地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄品の確保 (参照：2-1) (企)
○緊急物資や燃料の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達 (調達の協定) (参照2-1) (企) ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築 (参照：2-1) (教・企)
(重要業績指標)

6 ライフライン及び交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給やガソリン、灯油、ガスなどサプライチェーンの機能の停止

(現状・課題等)

○電力会社との連携 (C)

災害時における停電時には、停電情報を周知するとともに、防災拠点施設及び避難所、医療施設など早期に電源を確保するとともに、優先復旧施設の相互確認をとる必要がある。また、倒木等による停電の場合は、早急に倒木処理ができるよう連絡体制を整備しておく必要がある。(企)

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・避難所等の電源確保体制の整備 (C)

避難所等の電源確保体制として、携行型発電機や投光器を整備している。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。(参照2-1) (企)

- ・災害時における燃料確保の推進 (参照2-1) (総・企)

(重要業績指標)

6-2 上水道等の供給停止及び下水道処理施設の機能停止

(現状・課題等)

○災害時応急対策の推進

- ・上下水道施設における応急対策の推進 (C)

災害時における上下水道施設の応急措置等に係る復旧工事を、町と佐用町上下水道指定業者との間で連携を図り実施している。(上下)

- ・災害時における給水協力関係の強化 (C)

平成10年3月16日に日本水道協会兵庫県支部等と「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、円滑な応援活動が実施されるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る必要がある。(上下)

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 (参照：2-1)

- ・下水道施設等の長寿命化の推進 (上下)
- ・下水道施設等の耐震化の推進 (上下)

(重要業績指標)

【上下水道課】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率 100%

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(現状・課題等)

○災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-3）（企）
- ・道路の点検、啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（建）

○避難路となる幹線道路等の整備（参照：2-1）

- ・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備（建）
- ・基幹農道の整備（参照：2-1）（農）
- ・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進（建）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（参照：1-1）（建）

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進

○鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進

- ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備（C）（企・建）

○道路除雪計画の策定等（参照：2-1）（建）

○洪水被害を防止する排水施設の整備（参照：1-3）（上下・建）

（重要業績指標）

【建設課】橋梁の修繕化率 R1 23%⇒R7 97%

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 沿線、沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（現状・課題等）

○被災建物等の危険度判定の実施

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（B）
2次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する必要がある。
（建・税）

○被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（参照：1-1）（総・企）

（重要業績指標）

7-2 ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

（現状・課題等）

○農業用ため池の管理と保全

- ・ため池管理者の把握と点検の実施（B）
ため池の所有者や管理者が連携して農業用水の供給機能の確保と、防災、減災対策の推

進を図る。(参照：1-3) (農)

○消防施設の管理と保全 (B)

消防団ポンプ庫をはじめ、消火栓や防火水槽などの管理及び点検を実施している。また、新たな住宅や水利が不足地域には消火栓の設置や防火水槽など消防水利を確保する必要がある。(企)

(重要業績指標)

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(現状・課題等)

○森林の公益的機能の増進 (参照：2-2) (農)

○鳥獣害対策の推進 (C)

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、佐用町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、佐用町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会が連携を図る必要がある。(農)

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進 (参照：1-5) (農)

○農村資源の保全管理活動の推進

- ・農用地の保全対策 (B)

耕作放棄地や遊休農地、管理不全な農用地などの保全管理の支援をはじめ、ふるさと環境の保全活動や都市との交流などによる有効活用を図り、農地の多面的機能の保全を推進する。(農)

- ・営農組織の充実と担い手づくり (B)

集落営農・認定農業者・新規就農者の確保を図るとともに、農地中間管理事業を活用するなど、担い手づくりのための営農体制を推進する必要がある。(農)

(重要業績指標)

【農林振興課】鳥獣の捕獲頭数 R1 4214頭 ⇒ R5 4340頭

【農林振興課】担い手の法人化数 R1 5経営体 ⇒ R5 10経営体

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(現状・課題等)

○災害廃棄物処理基本計画の策定

- ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備 (B)

災害が発生し、家屋の倒壊・破損等により発生するガレキ、粗大ごみ、また生活ごみに

ついて、処理施設や収集運搬車両等の状況を踏まえ、「基本計画」に基づき、被災状況に応じた「災害廃棄物処理実施計画」へ直ちに移行し、適正迅速に処理する。(住)

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進(参照1-3)(C)

町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき県と調整のうえ、処理にあたる。(住)

○下水道施設管理体制の整備

- ・下水道施設の管理(C)

災害発生後は、速やかに各施設の被害調査並びに点検整備を行い、施設の安全確保と機能回復に必要な措置を行う。(上下)

- ・合併浄化槽の管理(C)

浄化槽の破損状況によっては、修繕の手配を浄化槽設置業者か浄化槽維持管理業者に連絡し、速やかに応急作業を行う。(上下)

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進(参照1-3)(C)

大規模災害の発生により、上記対応が困難な場合は、「災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書」に基づき、一般社団法人兵庫県水質保全センターへ応援要請を行う。(上下)

(重要業績指標)

【住民課】 佐用町災害廃棄物処理基本計画の策定⇒令和2年度策定予定

【上下水道課】 合併浄化槽 1,941個

8-2 復旧・復興を担う人材等(自主防災組織、専門家、土木等労働者、コーディネーター)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

(現状・課題等)

○受援計画及び防災マニュアルの見直し(B)

災害発生時の受援を円滑に進められるよう、受援計画及び防災マニュアルを策定している。実際の災害を想定した訓練等を行い、実効的な計画となるよう繰り返し見直しをする必要がある。(企・全課)

○家屋被害認定士の育成(B)

毎年、家屋被害認定士を育成するため、職員の家屋被害認定研修受講推進をしている。また、全国各地で起きている災害の被災地に家屋被害認定研修を受講済みの職員を派遣することで、実現場での技術向上を図っている。引き続き、未取得職員の受講を推進することとともに、災害発生時に円滑な受援体制が執れるように体制整備が必要である。(税)

○協定締結の推進及び連携強化(B)

災害発生による様々な事態に対応するため、自治会や民間企業等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。(企・全課)(参照:1-1、1-3、1-4、2-1、2-2、3-3、5-4、6-2、8-1)

○災害ボランティアの確保

- ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（B）

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成強化に取り組んで行く必要がある。（健）

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（B）

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実に努める。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。（健）

○地域防災力の強化

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（参照：1-1）（企）

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（C）

町主催により自主防災組織リーダー研修会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防団、民生委員などの人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。（企）

- ・避難所運営マニュアル等の作成促進（C）

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成している。（教）

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（参照：2-3）（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（B）

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な避難所運営の推進が図れるよう運営マニュアルを作成している。今後も、要支援者に配慮し、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。（健・高）

- ・要支援者の避難誘導及び福祉避難所の開設訓練の実施（A）

要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携を強化し、訓練を実施する必要がある。（健・高）

（重要業績指標）

8-3 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（現状・課題等）

○地籍調査の実施（B）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地の境界を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から地籍調査は十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。（建）

（重要業績指標）

【建設課】地籍調査の進捗率 H30 25%⇒R6 41%

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

項目名の後の()において、下記指標による方向性を示す

- A：現行施策の大規模改修または新規施策が必要なもの
- B：現行施策に改良などを加え、さらに推進する必要があるもの
- C：現状施策を維持するもの

1 個別施策分野

①行政機能・消防

○庁舎の災害対応力の強化

- ・本庁舎の耐震化（C）

今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、平成27年3月に庁舎の大規模改修を行うとともに増築を行い、災害対策を執るための会議室の整備、耐震化、電源設備の浸水対策等を行った。今後は、通常の維持管理を行う。（総）

- ・本庁舎以外の耐震化（B）

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に備えるため、佐用町公共施設等総合管理計画（H29年3月策定）に基づき、本庁舎以外の施設の大規模改修や建替えを行い、町有建物の耐震化を図る必要がある。三日月支所については、防災活動拠点施設として令和2年度に大規模改修を行う。また、老朽化が進んでいた養護老人ホーム「佐用朝霧園」についても、防災上の観点と高齢者福祉施設の充実のため、移転改築事業を実施中である。（総・高・支）

- ・自家用発電機の整備（A）

現本庁舎に非常用自家発電設備がすでに整備されており、非常時（停電時）においても災害対策活動に最低限必要な機能を確保できている。電力供給の停止が長期化することを想定し、燃料タンクの満量化や補充できるよう佐用石油ブロック組合と協定を締結する必要がある。（企・総）

- ・耐震性貯水槽の整備（A）

災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する必要がある。（企・上下）

○防災体制の強化

- ・防災組織体制の整備（C）

地震発生時に災害応急対策を速やかに行うため、組織体制及び職員配備体制を整理し、的確に判断して迅速に対処することが必要である。（企）

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立（B）

被災により行政機能の低下が懸念されるが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められる。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定している。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うと

ともに必要に応じ見直しを行う。(企・全課)

・避難勧告及び避難指示判断基準の策定(C)

地域防災計画において、洪水に係る避難勧告等の判断基準を規定している。今後、さらに急激な豪雨被害が生じるなど全国的な激甚化が進む場合、見直す必要がある。(企)

・防災マニュアルの整備(B)

災害対応を迅速かつ的確に実施するために、地域防災計画では基本方針等を、個別の防災マニュアルでは具体的な事務の内容・手順を定めている。引き続き、法令改正や、災害対応・訓練の際の課題に基づき、地域防災計画や防災マニュアル等見直しを行う必要がある。(企・全課)

・避難所運営マニュアル等の作成促進(C)

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成している。(教)

・災害時における連絡体制の強化(C)

災害時の職員・消防団員等への情報伝達方法を確保するため、情報発信システムの構築を引き続き行う必要がある。(企)

・防災関係機関との連携(B)

災害時には、西はりま消防本部をはじめ、警察、県、自衛隊、道路管理者、医師会等と情報共有及び連携を図りながら迅速に対応することが必要である。(企・全課)

・近隣市町村との災害協定の締結(C)

大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、西播磨地域災害時相互応援に関する協定、兵庫・岡山県境隣接市町村における災害応援対策活動の相互応援協定などを結んでいる。自治体間の応援体制をさらに強化するために、協定締結の増加や、締結自治体間の密な連絡体制等により、連携強化を図る必要がある。(企)

・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進(B)

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。(企)

・様々な事態を想定した図上訓練等の実施(B)

毎年地震や水害を想定した職員訓練を実施している。訓練では、地域防災計画やマニュアルに基づき、災害対策本部を設置し、災害状況の把握や、避難情報の発信等を行っている。引き続き、訓練を行い、災害対応業務への習熟が必要である。(企・全課)

・勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化(C)

交通機関の混乱や途絶、火災等により自分の所属に参集できない場合は、自宅待機又は最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集先を連絡し、各所属長等の指示を受けることとする。また、あらかじめ参集可能な機関を定め、そこまでの複数の登庁ルートを職員独自で決めておく必要がある。(総)

・非常参集体制の確立(C)

地震災害職員配備では、震度4の地震発生で連絡員配備、震度5弱で1号配備、震度5

強で2号配備、震度6弱以上で3号配備としている。災害対策本部では、町長を本部長とし、連絡員待機、警戒体制、災害対策本部体制とし、迅速な対応が必要な時は必要に応じ招集しコアメンバー会議を開催する。(企)

・現地災害対策本部への職員派遣体制の確立(B)

災害発生時に各地域で対応するため、支所へ職員を配備している。さらに、災害発生現場における拠点が必要な場合は、現地災害対策本部を設置できることとし、指揮者をはじめとした職員の派遣体制を確立している。

現地災害対策本部長は、緊急を要するときは、佐用町災害対策本部長に代わって避難勧告等の発令ができるよう地域防災計画に規定している。各地域における災害対応が迅速に実施できる体制について、検討を重ねる必要がある(企)

・災害対策本部の予備施設の指定(C)

役場本庁舎が被災した場合に備え、各支所を町対策本部の予備施設として指定し、これら施設のうち被害を受けていない施設に対策本部の設置を行う。(企)

・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進(B)

消防団員の確保のため、町内商工会と協力して消防団員応援の店事業を実施している。また、消防団員のOBなどが登録できる消防協力員制度の導入により、消防団活動に協力していただいている。今後も募集を行い増やしていく必要がある。(企)

・消防署救助・救急体制の強化(C)

西はりま消防組合が平成25年4月に発足し、広域連携体制を強化している。さらに兵庫県及び近隣市町村との相互応援協定を締結し体制を確保している。また、消防ポンプ自動車及び救急車など計画的な更新が必要である。(企)

○被害情報の収集体制の確立

・消防団等による被害情報の収集体制の確立(C)

消防団の警戒活動から可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努める。(企)

・災害モニター制の維持(C)

河川管理者である県により、町内河川に水位計や河川監視カメラが設置されているが、これ以外、特に中小河川の地点の水位情報を収集するために、河川付近に住む住民から情報収集する「災害モニター制」を創設している。引き続き、河川水位情報を収集して、的確に判断するため、災害モニター制を維持する必要がある。(企)

○自動車移動者への情報伝達と誘導(B)

平成21年台風第9号災害では、高速道路が規定雨量に達し通行止めになったことにより、一般道路を走行せざるを得なかった自動車移動者が、河川の越水流に流され、被害にあった。このことから、自動車移動者へ的確に避難情報等を周知するため、道路管理者間で迅速に情報連携する体制を構築した。今後も、情報連携を維持し、自動車移動者へ的確に避難情報等を周知する必要がある。(建)

○被災者等への情報伝達体制の確立(C)

被災者等へ避難所の開設情報や物資の配布など支援情報を発信するために、防災行政無

線、佐用チャンネル、さよう安全安心メール、Lアラート、ホームページ、エリアメールを活用することとしている。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。（総・企）

○避難所運営体制の整備

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の整備及び運営（C）

避難所運営のため、施設設備を整備するとともに、円滑な避難運営ができるよう努めている。町、学校及び自治会が連携を図りながら、避難所運営をする必要がある。（教）

○指定緊急避難場所の整備（A）

土砂災害特別警戒区域の指定により、指定緊急避難場所及び指定避難所が結果的にその区域内の立地となった。これらの施設の他に、構造条件として適する建物がないため、引き続き避難所として利用するために、土砂災害対策工事を行う必要がある（企・建）

○防災ヘリポートの確保及び整備（C）

救出救助や物資搬送のための防災ヘリポートとして町内21か所（うち4か所は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場）を計画しており、その中で孤立の恐れのある地域周辺、海内地区・上石井地区・東本郷地区の町有地をヘリポートとして活用を計画している。）今後も使用できるよう調整・維持する必要がある。（企）

○地域防災力・減災力の向上

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（C）

地震発生時等には、家族や近所の住民等による避難誘導や救出救助が重要である。このため、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っている。引き続き、支援を継続する必要がある。（企）

- ・洪水ハザードマップの改定（A）

ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨により、河川整備の目標を上回る甚大な洪水被害が発生している。そういった豪雨時に迅速かつ的確に避難をするために、河川管理者である県が、新たに作成した浸水想定区域図を基に、町民向けのハザードマップを作製する必要がある。（企）

- ・土砂災害ハザードマップの改定（A）

ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨を背景に、県による土砂災害特別警戒区域の指定が進んだ。住宅等への対策や避難行動の計画のため、町民向けの土砂災害ハザードマップを作製する必要がある。（企）

- ・消防団員の充実強化及び維持（C）

地震発生時等の救出救助や、直後の火災において、消防や警察が町域すべてに対応できない恐れがある。このため、地域内の消防団員は重要な役割を果たす。引き続き、消防団員を確保し、消防団活動を維持する必要がある。（企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

- ・災害備蓄品の確保（C）

災害時、被災者へ供給すべき毛布・食料等を確保するため、計画的に備蓄物資として購入している。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要がある。（企）

○情報発信体制の強化

- ・各種情報機器の操作に習熟した職員の養成（B）

緊急時、各種情報機器を確実に操作するためには、平時から担当者だけではなく多くのものが操作に習熟する必要がある。（総・企）

- ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（C）

機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車（広報車）や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する必要がある。（総・企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・非常発電機の点検及び確保（C）

庁舎においては、自家発電装置の点検を定期的に行うとともに、電源が確保できない場合は、発電機を備え日ごろから点検する必要がある。（総・企）

○雪害情報の収集体制の確立

- ・道路管理者によるパトロール及び自治会等からの積雪情報及び被害情報の収集体制の確立（C）（建）

○雪害時応急対策の推進

- ・雪害時における応急対策業務の協力体制の推進（C）

雪害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、県土木や西日本道路（株）など道路管理者と連携を図る必要がある。また、除雪体制の確立のため、除雪作業に関する契約を業者と交わしている。（建）

○雪害時孤立対策の推進

- ・雪害による森林の倒木による孤立（C）

雪害による森林が倒木し道路を閉鎖し通行が不可能となった場合は、倒木の撤去を早急に実施する必要がある。また、倒木による電線の切断により停電が長時間にわたる場合の早期復旧のために、引き続き、関西電力との連携強化を図る必要がある。（企・建・農）

○防災ヘリポートの確保及び整備（C）

救出救助や物資搬送のための防災ヘリポートとして町内21か所（うち4か所は、兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場）を計画しており、その中で孤立の恐れのある地域周辺、海内地区・上石井地区・東本郷地区の町有地をヘリポートとして活用を計画している。今後も活用できるよう維持する必要がある。（企）

○鉄道災害・高速道路災害応急対策の推進

- ・事故時における情報収集及び連絡体制の整備（C）（企・建）

○受援計画及び防災マニュアルの見直し（B）

災害発生時の受援を円滑に進められるよう、受援計画及び防災マニュアルを策定している。実際の災害を想定した訓練等を行い、実効的な計画となるよう繰り返し見直しをする

必要がある。(企・全課)

○家屋被害認定士の育成 (B)

毎年、家屋被害認定士を育成するため、職員の家屋被害認定研修受講推進をしている。また、全国各地で起きている災害の被災地に家屋被害認定研修を受講済みの職員を派遣することで、実現場での技術向上を図っている。引き続き、未取得職員の受講を推進することとともに、災害発生時に円滑な受援体制が執れるように体制整備が必要である。(税)

○協定締結の推進及び連携強化 (B)

災害発生による様々な事態に対応するため、自治会や民間企業等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き、連携の強化を図る必要がある。(企・全課)

○災害ボランティアの確保

- ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進 (B)

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成強化に取り組んで行く必要がある。(健)

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進 (B)

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図る。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。(健)

②住宅・市街地

○消防防災施設整備の推進

- ・耐震性貯水槽の整備の推進 (A)

地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要がある。(企・上下)

○消防施設の管理と保全 (B)

消防団ポンプ庫をはじめ、消火栓や防火水槽などの管理及び点検を実施している。また、新たな住宅や水利が不足地域には消火栓の設置や防火水槽など消防水利を確保する必要がある。(企)

○土砂災害対策の推進

- ・住宅への土砂災害の対策 (B)

県による土砂災害特別警戒区域が指定され、区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対する支援を行い、安全を確保する必要がある。(建)

○災害時応急対策の推進

- ・上下水道施設における応急対策の推進 (C)

災害時における上下水道施設の応急措置等に係る復旧工事を、町と佐用町上下水道指定業者との間で連携を図り実施している。(上下)

- ・災害時における給水協力関係の強化 (C)

平成10年3月16日に日本水道協会兵庫県支部等と「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、円滑な応援活動が実施されるよう、引き続き関係機関との連携・調整を図る必要がある。（上下）

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（B）

兵庫県、播磨広域連携協議会、各市町、各水道企業団、播磨高原広域事務組合、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）、兵庫県簡易水道協会、日本郵便(株)、佐用郡土木組合、佐用郡自動車整備業組合、一般社団法人兵庫県水質保全センター等と災害時における応急対策業務等の協力に関する協定を締結している。また、佐用町上下水道指定業者とは、災害時における応急体制業務の協力体制は取れている。

今後、さらに幅広い協力体制構築のため協定を締結していく必要がある。

（企・建・上下）

・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（C）

民間賃貸住宅借上げ型応急仮設住宅については、県と協力して相談窓口の開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保等を行う必要がある。（商）

・道路の点検、啓開方法マニュアルの策定（B）

災害時の応急点検マニュアルを策定する必要がある。（建）

○下水道施設管理体制の整備

・下水道施設の管理（C）

災害発生後は、速やかに各施設の被害調査並びに点検整備を行い、施設の安全確保と機能回復に必要な措置を行う。（上下）

・合併浄化槽の管理（C）

浄化槽の破損状況によっては、修繕の手配を浄化槽設置業者か浄化槽維持管理業者に連絡し、速やかに応急作業を行う。（上下）

・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（C）

大規模災害の発生により、上記対応が困難な場合は、「災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書」に基づき、一般社団法人兵庫県水質保全センターへ応援要請を行う。（上下）

○浸水被害を軽減するための流域対策の推進

・雨水貯留浸透施設やため池改修（B）

浸水被害を軽減するため、田んぼダム、校庭、公共施設での貯留浸透、ため池の活用、森林の保全及び整備による、対策をする必要がある。（企・農・教）

・内水氾濫を防止する排水施設の整備（B）

内水対策として、建岩排水樋門(文化情報センター裏)の水門を閉鎖し、市街地への浸水を防ぐものとする。また、久崎排水機場の運転、管理を行い、流木や漂流ごみなどが排水能力を低下させる恐れがあるので、バックホウの手配を行い、スクリーンの清掃を行う。台風や豪雨による洪水を防止し、安全に流下させる河川改修工事を県により実施していた

だいた。支流が未整備のため引き続き河川改修を実施する必要がある。（上下・建）

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（C）

町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める必要がある。（商）

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（B）

H30年度策定した橋の長寿命化計画により、橋梁修繕を実施。H31年度34橋の修繕。全671橋中、修繕が必要な橋はH28年度時点で123橋、進捗率は51%である。引き続き、橋の修繕を実施する必要がある。（建）

- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（B）

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、令和7年度までに整備予定となっている。（上下）

- ・下水道施設等の長寿命化の推進（B）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（上下）

- ・下水道施設等の耐震化の推進（B）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を佐用町業務継続計画に基づき図るとともに、下水道施設の耐震化を推進する。（上下）

○道路除雪計画の策定等（C）

主要幹線道路管理者である県と連携した除雪計画の他、町内の除雪作業が可能な業者の実状を反映した計画を策定する必要がある。（建）

○文化施設等における防災対策の推進（C）

文化施設等（文化ホール、文化会館、図書館、スピカホール）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（生・支）

○小中学校における防災対策の推進（B）

児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施しており、職員及び児童も含め、意識の向上に努め不測の事態に対応できるよう避難確保計画を作成する必要がある。今後も、児童生徒の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

（教）

○保育園・幼稚園における防災対策の推進（C）

災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練を実施しており、職員及び子ども達も含め、意識の向上に努め不測の事態

に対応できるよう備えている。引き続き、子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。(健)

○インフラ整備の推進

・幹線道路網の整備 (B)

幹線道路など定期的なメンテナンスは必要不可欠であり、各地区を結ぶ国道、県道に接続する安全かつ便利な町道の整備を進める必要がある。また、道路ネットワークの整備を進めてきたが、一部の地域ではその整備の遅れや生活道路の未改修があるため、道路ネットワークや緊急時対応への対策が急がれる。(建)

・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止 (C)

関西電力と情報共有を図りながら停電の早期復旧と、住民への停電情報などの情報提供ができる体制を構築する必要がある。また、ケーブル等断線防止のため、倒木の恐れがある山林を伐採する必要がある。(総・企)

○地籍調査の実施 (B)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地の境界を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から地籍調査は十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。(建)

○建築物等の耐震対策の推進

・耐震改修促進計画の推進 (B)

平成30年3月に耐震改修促進計画を改定済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進する必要がある。(建)

・ブロック塀の点検及び改修 (B)

地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊を防止するため、通路の点検を行い、危険なブロック塀を適正に管理していただくよう指導する。また、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金により改修等を行い、安全を確保する必要がある。(建)

・町立学校の校舎、屋内運動場及びランチルームの耐震対策の推進 (C)

平成27年度末までに学校の校舎・ランチルーム・屋内運動場は耐震化率100%となった。また、吊り天井を有する屋内運動場についても100%改修を行った。

学校施設を避難所に指定していることから、児童生徒の安全確保はもとより、避難者の安全についても確保する必要があるため、今後は、非構造部材の耐震化の促進を図る必要がある。(教)

・保育園、幼稚園の耐震化の推進 (C)

町内保育園・マリア幼稚園共に耐震化されているが、園児の避難訓練等を行うことで不測の事態に備えていく必要がある。(健)

○空き家・危険空き家の対策

・空き家対策施策の推進 (B)

高齢化・過疎化が進む中、管理不十分な危険な空き家が増加しており、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な管理をしていただくよう指導している。

倒壊しそうな特定空家については、空き家再生等推進事業及び自主防災組織活動補助金により除却等行い、安全を確保する必要がある。（企）

○被災建物等の危険度判定の実施

- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（B）

2次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度を迅速かつ的確に実施できる体制を整備する必要がある。

（建・税）

③保健・福祉・医療

○災害時避難行動要支援者対策の強化

- ・要支援者の名簿情報の提供（C）

町は災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者名簿を作成している。名簿掲載者のうち、本人の同意が得られた方については、その名簿情報を避難支援関係者である自治会に提供し、要支援者の避難支援に関する事前準備と体制づくりを推進している。（健・高・企）

- ・個別計画の作成（B）

要支援者それぞれが自治会等の避難支援関係者等と個別計画を作成するよう推進している。未作成の要支援者について、引き続き個別計画作成を推進し、要支援者の安否確認や適切な避難誘導が円滑にできるように支援する必要がある。（健・高・企）

- ・個別計画の情報共有（B）

個別計画を要支援者、自治会・自主防災組織、指定避難所、対策本部で情報共有し、要支援者の避難について、連携して行えるよう備える必要がある。（健・高・企）

○要配慮者施設の避難確保計画策定の推進（B）

平成28年台風10号災害を背景に、水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水害及び土砂災害の危険について地域防災計画に位置付けられた要配慮者施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画の策定が義務付けられた。町では、これら施設に対して、説明会を開催するなど策定推進を行ってきた。これまでの未策定の施設だけでなく、浸水想定等の更新により、地域防災計画に位置付ける施設についても策定する必要があり、新たな施設に呼びかけるなど策定に向けた更なる推進が必要である。（企・健・高）

○福祉避難所運営マニュアルの策定（B）

避難所運営マニュアルのなかに福祉避難所について定めており、長期間にわたる避難生活が続く場合、設備の整った既存の特別施設や社会福祉施設に受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる必要がある。

（健・高）

○聴覚障がい者への情報伝達体制の整備（C）

聴覚障がい者への情報伝達として、防災行政無線の内容を伝達する文字表示機の配布を

行い、さらにFAXにおいて伝達を行っている。今後も、制度について周知を行う必要がある。また、さよう安全安心ネットへの登録推進を行う必要がある。（健・総・企）

○障がい者に対する情報支援体制の構築（B）

災害時避難行動要支援者名簿に登録されている障がい者に対して、地域における支援者と連携していく必要がある。また、障がい者（児）の支援体制をどのようにしていくか検討していく必要がある。（健）

○社会福祉施設の防災資機材整備

- ・社会福祉施設における防災資機材の整備推進（B）

社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障がい者福祉施設）における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っている。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要がある。（健・高・企）

○災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・救急医療活動マニュアルの実施体制（B）

佐用消防署は、負傷者等に関する通報を受信した場合、救助活動を行い、医療機関と連携し搬送する。町は、救急医療活動マニュアルを基に、医療機関と連携し、避難所における負傷者等の救急医療活動を行う。また、佐用消防署及び医療健康対策部は、主として関係機関の救急医療活動の調整・後方支援を行う必要がある。（健）

- ・ドクターヘリポートの確保及び整備（C）

ドクターヘリポートとして町内13か所を臨時発着場として計画している。今後も使用できるよう調整・維持する必要がある。（企）

○災害時医薬品確保体制の整備（B）

災害時には、避難場所及び救護所における医薬品の把握を行い、緊急に必要とされる医薬品を町内薬局で調達する必要がある。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄についての啓発を行っていく必要がある。

また、町内で調達できない場合は、県（保健所）、医師会、赤十字社ほか関係団体と連携し、速やかに医薬品の供給ができるように努める必要がある。（健）

○災害時保健医療体制の整備

- ・災害時における保健活動マニュアルの運用（B）

災害時における保健活動マニュアルを活用し、保健師全員による机上訓練を行い、迅速に対応できるよう取り組んでいる。今後も訓練の充実に向け取り組む必要がある。（健）

○災害時防疫体制の構築（B）

感染症の予防として、平常時より、感染症予防の知識の普及啓発をはかり、住民の協力体制の確立、職員の認識向上等に励んでいる。また、感染症の蔓延防止策として定期予防接種率向上に努めている。避難所を開設した時は、感染症等の集団発生を防ぐために、避難所の感染対策の徹底を図る必要がある。（健・住）

④エネルギー

○電力会社との連携（C）

災害時における停電時には、停電情報を周知するとともに、防災拠点施設及び避難所、医療施設など早期に電源を確保するとともに、優先復旧施設の相互確認をとる必要がある。また、倒木等による停電の場合は、早急に倒木処理ができるよう連絡体制を整備しておく必要がある。（企）

○地域防災拠点における備蓄の実施

・非常用発電機の燃料の備蓄（C）

本庁舎、支所、避難所等の停電時にも必要な電力が賄えるよう、燃料を備蓄している。今後も、燃料の備蓄量の確認が必要である。（総・支・企）

○燃料供給ルートの確保（B）

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要がある。（建・企）

○緊急物資や燃料の確保・受け入れ

・災害時における燃料確保の推進（A）

災害発生時の燃料確保のために、兵庫県LPガス協会西播磨支部佐用地区会と協定を締結し、ガスや器具機材の供給を優先的に受けるための体制を構築している。一方、庁舎自家発電機や公用車への燃料確保をするために、佐用石油ブロック組合に協力を求められる体制構築が必要である。（総・企）

○防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入及び確保（B）

停電時に備えて、指定避難所や役場など防災拠点施設にソーラーシステム防犯灯を設置している。また、引き続き再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。（企）

⑤情報通信

○庁舎の災害対応力の強化

・情報システムの緊急時復旧対応（A）

情報システムの緊急時運用については、地震時等に主要情報システムの早期復旧を行うため、「情報システムに関する業務継続計画」を早急に策定する必要がある。（総）

○緊急地震速報の伝達

・使用機器の点検（C）

緊急地震速報は、Jアラート受信機が受けた信号を、防災行政無線やケーブルテレビに伝達して、町内に放送している。このため、使用機器の定期点検を実施して、常に正常稼働させる必要がある。（総・企）

○被害情報の収集体制の確立

・防災無線、孤立対策用電話等による被害情報の収集体制の確立（C）

災害時には、無線機や孤立対策用電話などを活用して被害情報の収集体制の確保を行っている。このため、使用機器の定期点検や自主防災組織の使用訓練を啓発するなどして被害情報の収集体制を確保する必要がある。（総・企）

○通信機能の強化

- ・防災行政無線等による情報伝達機能の強化（B）

防災情報伝達体制の強化を図るため、防災行政無線や佐用チャンネル、さよう安全安心ネット、Lアラート、エリアメール、携帯電話、孤立対策用電話など住民等への伝達手段を確保している。停電や通信機器の破損等の支障が生じた場合に、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる必要がある。また、携帯電話基地局が被災した場合、携帯電話の通信が途絶える可能性があり、その場合、災害時用移動基地局を活用する。被災エリアを有効的に活用できる場所に、基地局を設置し、そのエリアで応急的に通信を確保する。（総・企）

- ・機器の通信不能の場合の公用車等における広報（C）

機器の通信機能が不能になることを想定して、公用車（広報車）や消防団車両、警察車両等により、避難に関する情報等を広報・伝達する必要がある。（総・企）

- ・さよう安全安心ネット等への登録推進（B）

情報伝達の多重化のため、登録制メールのさよう安全安心ネット及びスマートフォンアプリひょうご防災ネットにより、情報伝達を行っている。今後も、多媒体登録者数を増やし、情報伝達者数を確保していく必要がある。（企）

○河川水位等情報の伝達体制の確立（C）

町民の避難判断のために、河川カメラや水位計による水位情報を佐用チャンネルにて放送し、水防警報等が発令された場合、さよう安全安心メールにより水位情報を発信している。また、上記の方法に加え、防災行政無線やLアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。（総・企）

○土砂災害危険度情報の伝達体制の確立（C）

町民の避難判断のために、地域別土砂災害危険度を佐用チャンネルにて放送している。また、上記の方法に加え、防災行政無線やLアラート、ホームページにより避難勧告等の避難情報を発信している。今後も、適時的確に発信できるよう、機器の維持を行う必要がある。（総・企）

○防災拠点施設における非常発電機等の導入の推進

- ・情報機器・代替通信機の確保（C）

電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる必要がある。（総）

- ・避難所等の電源確保体制（C）

避難所等の電源確保体制として、携行型発動発電機や投光器を整備している。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。(企)

⑥交通・物流

○緊急輸送道路ネットワークの整備 (B)

災害時発生時の緊急輸送道路として、県指定10か所、町指定8か所指定し、緊急時の輸送道路として通れるよう、優先的に整備する。(建)

○緊急物資や燃料の確保

・緊急物資の調達(調達の協定) (B)

災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めている。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要がある。(企)

・緊急物資の搬送及び受け入れ体制の構築 (B)

他市町村等から緊急輸送路等を利用し搬送される救援物資、または調達した物資は、佐用中学校体育館等に、大規模災害で広域的に物資を受け入れについては、西播磨広域防災拠点等を集積する計画としている。災害時は大量の物資となり、迅速な処理ができなくなることが考えられる。受入れ体制等の充実・強化に努めていく必要がある。(教・企)

・災害時における燃料確保の推進 (参照：④エネルギー) (総・企)

○災害時応急対策の推進(参照：②住宅・市街地)

○避難路となる幹線道路等の整備

・幹線道路網の整備 (参照：②住宅・市街地) (建)

・避難路となる幹線道路、生活幹線道路の整備推進 (B)

広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要がある。(建)

・電柱類の倒壊や電線・ケーブル等断線防止(参照：②住宅・市街地) (総・企)

・代替輸送路及び集落の孤立化防止のための町道網整備 (B)

管理町道1,806路線、総延長696,354mである。山間地の集落を連結する町道は整備されているが、迂回路等の整備が必要である。(建)

・基幹農道の整備 (C)

緊急時に町道等の代替路線として使用される可能性を考慮した農道施設の維持管理をする必要がある。(農)

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進 (参照：②住宅・市街地) (建)

○道路除雪計画の策定等 (参照：②住宅・市街地) (建)

○交通規制及び交通安全対策の実施

・交通安全施設等の整備及び推進 (B)

町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要がある。また、災害時には交通規制等誘導看板の設置や

警備員を配置する必要がある。(建)

○燃料供給ルート確保 (参照: ④エネルギー)

○帰宅困難者の安全な帰宅支援 (A)

災害により鉄道等の利用ができない帰宅困難者について、安全な帰宅を支援する必要がある。代替輸送ができるよう、民間企業との協力関係の構築をする必要がある。(企)

○警察及び消防団による警備 (B)

警察及び消防団において、災害時や渋滞時の通行止めや誘導を連携とりながら実施し、事故等の発生を抑制するとともに、交通渋滞が起これないようにする必要がある。(企)

○避難路となる幹線道路等の整備

- ・交通対策(通行止め、通行規制など)の実施 (B)

冠水、落石、路肩の崩壊などで通行が困難又はその可能性があると判断した場合は、関係機関と調整後、片側通行や迂回路の看板設置などの対策を実施する。必要に応じ職員・消防団などへの出動要請を依頼し、危険箇所への進入防止の徹底を図る。また、道路情報伝達連絡会との情報を共有し、危険な地域への自動車移動者の乗り入れを防止する。

(建)

⑦土地保全

○河川の安全流下対策

- ・河川改修の実施 (B)

河川の掘削及び拡幅等の改修工事が平成28年度中に完了した。今後は中小河川の部分改修の必要がある。また、土砂の堆積については、基準を超えた場合は撤去の要望をしていく必要がある。(建)

○森林の公益的機能の増進 (B)

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境税を財源とした森林整備(間伐、植栽等)が行われている。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要がある。(農)

○災害廃棄物処理基本計画の策定

- ・災害発生時の「実施計画」への移行、廃棄物処理体制の整備 (B)

災害が発生し、家屋の倒壊・破損等により発生するガレキ、粗大ごみ、また生活ごみについて、処理施設や収集運搬車両等の状況を踏まえ、「基本計画」に基づき、被災状況に応じた「災害廃棄物処理実施計画」へ直ちに移行し、適正迅速に処理する。(住)

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (C)

町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき県と調整のうえ、処理にあたる。(住)

○土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の推進 (B)

森林所有者、地元住民らと連携して現状の把握に努め、事前に必要な対策をしておく必

要がある。(農)

・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 (B)

土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施している。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要がある。(建)

・農地及び森林の管理体制の確立 (B)

管理不十分な農用地などの保全管理の支援をはじめ、農地の多面的機能の保全を推進する。また、森林組合との連携のもと、林内路網の整備や里山整備など、健全な森林育成に努める必要がある。(農)

○水防対策の推進

・洪水ハザードマップの改定(参照：①行政機能・消防) (企)

・水防訓練の実施 (C)

水災を防止するため、排水機場及び水門を把握し、適切に操作できるようにマニュアルを作成している。また、定期的に消防署、警察、消防団等において水防訓練を実施している。引き続き、訓練を実施していく必要がある。(企・上下・建)

・水防用資材の備蓄 (C)

土のう、スコップ、ブルーシート、照明具等の水防資材を本庁及び各支所の水防倉庫に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた資材を備蓄していく必要がある。(企・建)

○避難路となる幹線道路等の整備(参照：⑥交通・物流) (建・農)

○農村資源の保全管理活動の推進

・農用地の保全対策 (B)

耕作放棄地や遊休農地、管理不全な農用地などの保全管理の支援をはじめ、ふるさと環境の保全活動や都市との交流などによる有効活用を図り、農地の多面的機能の保全を推進する。(農)

・営農組織の充実と担い手づくり (B)

集落営農・認定農業者・新規就農者の増員を図るとともに、農地中間管理機構を活用するなど、営農担い手づくりの確保を推進する必要がある。(農)

○農業用ため池の管理と保全

・ため池管理者の把握と点検の実施 (B)

ため池の所有者や管理者が連携して農業用水の供給機能の確保と、防災、減災対策の推進を図る。(農)

○鳥獣害対策の推進 (C)

鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、佐用町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、佐用町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会が連携を図る必要がある。(農)

2 横断的施策分野

①老朽化対策

○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進（C）

町営住宅の定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を実施している。効率的な修繕や改善を実施していくために、修繕の標準周期をもとに、定期点検を充実し、ストックの長寿命化を図ることで、財政負担軽減に努める必要がある。（商）

- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の長寿命化を推進（参照：②住宅・市街地）（建）
- ・公園等施設（天文台・笹ヶ丘・三方里山）の整備及び長寿命化の推進（C）（教・商・三）
- ・グラウンド・スポーツ公園等の防災活動拠点機能の強化（C）

今後、災害時には防災活動拠点としての機能が果たせるように整備計画に基づいた整備を促進していく必要がある。（生・南）

- ・水道の石綿セメント管及び老朽管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進（B）

石綿セメント管を耐震性のある管路への整備を行い、残りの石綿セメント管については、令和7年度までに整備予定となっている。（上下）

- ・下水道施設等の長寿命化の推進（B）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づくストックマネジメント計画等に基づき、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（上下）

②リスク・コミュニケーション

○地域防災力の強化

- ・防災教育の推進（B）

災害発生を経験していない世代が災害発生に遭遇した場合に、身を守る行動がとれるように防災教育を実施することが重要である。このため、小学校第4、5学年を中心に防災学習の時間を設けて防災教育を実施している。今後も防災教育を充実させ、小学校・中学校・高等学校において、児童生徒が防災知識・意識を修得するための取組を推進する必要がある。（企・教）

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（C）

地震発生時等には、家族や近所の住民等による避難誘導や救出救助が重要である。このため、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っている。引き続き、支援を継続する必要がある。（企）

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（C）

町主催により自主防災組織リーダー研修会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防団、民生委員などの人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。（企）

- ・避難所運営マニュアル等の作成促進（C）

避難所ごとに職員を配備し、学校及び自主防災組織と連携をして避難所を運営するようマニュアルを作成している。（教）

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進（B）

消防団員の確保のため、町内商工会と協力して消防団員応援の店事業を実施している。また、消防団員のOBなどが登録できる消防協力員制度の導入により、消防団活動に協力していただいている。今後も募集を行い、増やしていく必要がある。（企）

○一時避難所の開設（C）

自主防災組織による自主的な避難所の開設・運営を促す必要がある。（企）

○福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要支援者に配慮した避難所運営の推進（B）

福祉避難所等の運営については、関係機関等との連携・協力する中、適切な避難所運営の推進が図れるよう運営マニュアルを作成している。今後も、要支援者に配慮し、避難所運営体制の充実に向け取り組んでいく必要がある。（健・高）

- ・要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施（A）

要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携を強化し、訓練を実施する必要がある。（健・高）

○災害ボランティアの確保

- ・ボランティアコーディネーターの養成及び推進（B）

ボランティアコーディネーターの養成については、社会福祉協議会と連携する中、強化促進を図っている。今後も、ボランティアセンター等の運営がスムーズにできるよう、コーディネーターの養成強化に取り組んでいく必要がある。（健）

- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進（B）

社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等と協力し、地域防災力の充実を図る。今後も、関係団体との連携強化に向け、取り組んでいく必要がある。（健）

③地域振興

○地域防災力の強化

- ・シェイクアウト訓練の啓発等の実施（C）

地震の発生時に、迅速に身を守る行動をとるためには訓練が重要である。このため、毎年、全国一斉の緊急地震速報試験放送時にシェイクアウト行動の啓発や訓練を行っている。引き続き啓発等を実施していく必要がある。（企）

- ・自主防災組織の充実強化及び維持（C）

地震発生時等には、家族や近所の住民等による避難誘導や救出救助が重要である。このため、自主防災組織の強化を目的に、活動補助金（訓練・資機材購入）の交付や、訓練における職員の派遣を行っている。引き続き、支援を継続する必要がある。（企）

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発（C）

町主催により自主防災組織リーダー講習会を開催し、自主防災組織や自治会役員、消防団、民生委員などの人材育成を行っている。引き続き、人材育成に努めていく必要がある。（企）

- ・洪水ハザードマップの改定（A）

ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨により、河川整備の目標を上回る甚大な洪水被害が発生している。そういった豪雨時に迅速かつ的確に避難をするために、河川管理者である県が、新たに作成した浸水想定区域図を基に、町民向けのハザードマップを作製する必要がある。（企）

- ・土砂災害ハザードマップの改定（A）

ハザードマップについては、H29.3月に作成し、全戸配布を行った。しかし、全国各地で今まで経験したこともない豪雨を背景に、県による土砂災害特別警戒区域の指定が進んだ。住宅等への対策や避難行動の計画のため、町民向けの土砂災害ハザードマップを作製する必要がある。（企）

(別紙3) 国土強靱化地域計画事業一覧(補助金・交付金事業単位)

省庁	交付金・補助金名	重点化の対象となる交付・補助対象事業	事業名	内容	計画期間(R2~6)	計画額(R2~6)(百万円)	推進方針P	評価結果P(別紙1)
総務省	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金	防火水槽整備事業	防火水槽の設置	R2~6	40.0	16	48
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車等整備事業	消防ポンプ自動車、救急車等整備	R2~6	173.0	12	39
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備計画	シャイン 施設内設備大規模修繕工事	R2~6	93.0	12	39
農林水産省	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業	ため池耐震点検	R2	15.0	16	47・48
	〃	〃	〃	ハザードマップ作成(ため池)	R2	7.0	16	47・48
	〃	〃	〃	神応寺池改修工事	R2	0.1	16	47・48
	〃	〃	〃	舟後池改修工事	R2~3	16.0	16	47・48
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	計画策定(ため池廃止)	R2	6.0	16	47・48
	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣被害防止総合支援事業	対象鳥獣捕獲補助金	R2~6		16	48
	治山事業	緊急予防治山事業	緊急予防治山事業(県営事業)	上石井地区落石対策工	R2~3		10	34
国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	社会資本整備総合交付金道路メンテナンス事業	点検・設計・修繕	R2~8	776.0	8	28
		河川事業	緊急自然災害防止対策事業	堆積土砂撤去	R2~6	60.0	9	32
		砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業	地籍調査事業(県営)	地籍調査(本位田・豊福・上石井・上秋里・西新宿・下三河・東徳久・三日月・末廣)	R2~6	683.0	17	50
		地域住宅計画に基づく事業	空き家再生等推進事業	危険空家除却10件	R2~6	13.3	8	28
		(効果促進事業)	洪水ハザードマップ作成事業	洪水に係るハザードマップ作成	R2	0.4	10	32
		(効果促進事業)	土砂災害ハザードマップ作成事業	土砂災害に係るハザードマップ作成	R2	0.4	10	34

※計画額は補助対象事業費を記入

(別紙4) 用語解説

	用語	解説
あ行	NPO	非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
か行	業務継続計画	災害発生時など予期せぬ自然災害が発生しても、業務を継続してできるようにするための計画。
	啓開方法	災害発生時、緊急自動車などが通行可能になるようガレキ等除却処理を行う手順や方法。
	国土強靱化	どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域を構築すること。
さ行	災害時受援計画	大規模災害が発生した場合、被災自治体では対応できないため、近隣自治体などからの派遣を受け入れる体制を作る計画。
	再生可能エネルギー	枯渇しない・どこにでも存在する・CO2を排出(増加)しない。 太陽光・風力・水力・地熱やバイオマスがある。
	サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスが消費者に届くまでのプロセス。
	Jアラート	弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、気象情報を自動的に住民に伝達するシステム。
	シェイクアウト訓練	シェイクアウト訓練は、それぞれの場所で、「1ドロップ：まず低く」「2カバー：頭を守り」「3ホールド・オン：動かない」など安全確保を行う、住民等が主体的に参画する訓練。
	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
	脆弱性	安全性の弱点（もろくて弱いこと）
は行	PDCAサイクル	Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善すること。
	ボランティアコーディネーター	ボランティアの活動を調整するスタッフのこと。
や行	要援護者	要配慮状態にある高齢者。または特定疾病が原因で要配慮状態の人。
	要支援者	災害時の避難行動に支援が必要な人。高齢者、障がい者など。
	要配慮者避難確保計画	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における、福祉施設、学校、医療機関等利用者の円滑、迅速な避難の確保を図るための、施設管理者がつくる計画。
ら行	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を行政、町民などで共有し、意思疎通を図ること。
	リスクマネジメント	将来起こりうるリスクを想定し、リスクが起こった場合の被害（損害）を最小限に食い止めるための対応（措置）をすること。

令和2年6月10日 作成

作成 佐用町（事務局：企画防災課）

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話 0790-82-0664

FAX 0790-82-0492